

盛岡市小中学校適正配置基本方針（案）について

平成 21 年 2 月 16 日

教 育 委 員 会

1 策定の目的

学校教育に対するニーズの多様化，少子化の進行，都市基盤の整備など，学校教育を取り巻く環境が大きく変化し，これに伴う小中学校の教育機能の低下が危惧される。こうした変化等に対応し，盛岡市立小中学校の適正な学校規模や学区について今後個々の学校を見直す際の指針となる基本方針を策定するものである。

2 策定経過

策定に当たっては，保護者，学校長等学校関係者，町内会等地域活動関係者，警察，有識者等で組織する「盛岡市小中学校適正配置検討委員会」を設置し，平成 19 年 10 月から平成 20 年 11 月にわたり 8 回開催した。

検討委員会では，市立小中学校の現状を踏まえ，本市小中学校の規模，学区，通学距離，指定校変更等についての意見を伺うとともに，適正配置に関し望ましい考え方を取りまとめていただき，平成 20 年 12 月に検討委員会委員長から，教育委員会に対し「盛岡市小中学校適正配置の基本的な考え方」についての報告書が提出された。

この「基本的な考え方」を基に，「盛岡市小中学校適正配置基本方針（案）」を策定したものである。

3 基本方針（案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

内 容	時 期	備 考
全小中学校の状況調査	平成 2 1 年度	
適正配置計画の策定	平成 2 2 年度	
計画に基づいて措置	平成 2 3 年度～	

1 盛岡市立小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

本市の平成 20 年 5 月 1 日時点での小学校は、46 校、567 学級、児童数 15,642 人、中学校は、24 校、255 学級、生徒数 8,037 人となっており、10 年前の平成 11 年同期（旧玉山村立小中学校の児童生徒数を含む。）に比べ、児童数で 2,850 人（平成 20 年/平成 11 年 84.59%）、生徒数で 2,234 人（平成 20 年/平成 11 年 78.25%）それぞれ減少しています。

(2) 学校規模

平成 20 年 5 月 1 日における小中学校の学校ごとの学級数は、文部科学省の基準で区分すると、小学校 46 校中、標準的な学級数より規模の大きい学校（以下「大規模校」）が 7 校、規模の小さい学校（以下「小規模校」）が 20 校、中学校では、24 校中大規模校が 1 校、小規模校が 14 校となっています。

(3) 学校規模と学校運営

学校運営上、大規模校と小規模校では、概ね次表に掲げるような特徴があるといわれています。

小規模校	大規模校
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発表や話し合いの場において、自己表現する機会が多い。 ○ 余裕施設・学習教材等を有効に利用できる。 ○ 選択教科や部活動は、人数による制限が生ずる場合がある。 ○ 中学校において、教員数が少ないため、免許外の教科を担当する度合いが高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団生活の中で、児童生徒が切磋琢磨しながら学習指導を展開しやすい。 ○ 体育館や特別教室等の利用に制約が出てくる場合がある。 ○ 部活動等に必要なる人数を配置構成できるが、レギュラーにはなりにくい。 ○ 中学校では、各教科の免許を有する職員が配置される。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の個性やよさを活かした活動を組み立てやすい。 ○ 限られた人間関係の中で、多様な意見・考えに触れる機会が少なくなる。 ○ 単式学級では、児童・生徒の人間関係や価値観が固定化しがちになる。 ○ 集団生活でのルールが徹底されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大集団の中で、多様な社会性を身につけることができる。 ○ 様々な児童生徒と触れ合うことが可能であり、集団行動、生活への適応力が養われる。 ○ 学級編成により、人間関係に変化をつけることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校においては、教科担当教員が少なくなるため、自校での相互研鑽の機会が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の相互研修などにより、研鑽が図られる。

(4) 学区

ア 学区に関する法令の規定

通学区域（以下「学区」）は、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」旨を規定しており、本市においても、学校を指定し学区を定めています。

イ 学区

本市の学区は、「盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則」に規定し、盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の通学に関する事務取扱要領により運用しています。また、小中学校の学区は、地域コミュニティや通学距離などを考慮したものとなっていますが、盛岡地域の学区は、町内会等の区域と異なったところが多くなっています。

通学距離については、学校の中には、統廃合により学校までの距離が遠くなったため、スクールバスでの通学を行っているところもあり、学校により大きく異なっています。

スクールバスを利用している児童生徒を除いた児童生徒の中で最も長い通学距離は、小学校で7.0km、中学校で13.3kmとなっています。

小学校区と中学校区のかかわりあいには、盛岡地域において、小学校学区が中学校の学区と異なっている場合もあり、小学校の中には、中学校へ進学する際3つの中学校に分かれるところもあります。

(5) 指定校変更、区域外就学許可の状況

ア 本市の指定校変更、区域外就学許可の状況

本市では、何らかの事情で、指定校以外の学校へ通学するには、指定校変更の許可が必要となります。指定校変更には、2校の中から、学校を選択できる「許可区域」によるものと、教育委員会が共働き家庭や教育的配慮などの条件を定め、保護者からの申請により指定校を変更する「学区の弾力的な運用」によるものの2つの方法により行われています。

2 児童生徒数の見通し

平成20年度と平成25年度を比較した場合、児童数は15,642人から14,893人と794人減少し、生徒数は8,037人から7,645人と392人減少する見込みです。

学校ごとに見ると、小学校では、17校で1,248人の児童が、中学校10校で628人の生徒の増加が見込まれます。その一方で、小学校29校において、1,212人の児童

数が、中学校 12 校で 678 人の生徒数の減少が見込まれます。盛南地区を抱える小学校区で 431 人、中学校区で 153 人の増、また、市中心部では、1 学区で 105 人の生徒の増加が見込まれるほか、盛岡地域北部の中学校では、平成 23 年度に約 300 人の 1 年生を迎えることが予想されます。

減少は、盛岡地域北部の小學校区において 100 人～180 人程度の児童の減少が、また、中学校では、盛岡地域北部の中學校区で 110～200 人程度の減少が見込まれます。

児童生徒数は、全体として減少していますが、その一方で規模が大きくなる小中学校があり、小中学校は、大規模校化と小規模校化の二極分化が進むものと思われる。

3 基本方針

(1) 小中学校適正配置の基底となる考え方

教育基本法等に定められている目的や目標などを踏まえ、小中学校の適正配置についての基底となる考えを、「①学校は、一定の集団規模が確保されることにより、児童生徒が互いに磨きあい、高めあう中で教育が営まれること。②児童生徒一人ひとりにとって最も望ましい教育環境を整えること。③学校教育は、家庭や地域と協力することにより、より高い効果が得られること。」とし、小中学校の適正配置に関する基本方針を次項のとおりとしました。

(2) 小中学校の適正配置に関する基本方針の基本的な観点

盛岡市立小中学校において、学校教育等の目的と目標を達成するために必要と思われる適正配置の基本的な考え方は、項目ごとに次に示すとおりです。

ア 学校規模

- 望ましい教育環境を確保することを学校規模設定の基本とすること。
- 多様な個性、価値観を持つ児童生徒が、学校生活を通じて交流することにより、社会性や協調性を培うこと。
- 児童生徒の人間関係の固定化を防ぐとともに、より多様な個性、価値観に触れることが可能となるよう、クラス編成替えができること。
- 中学校にあっては、免許を有する教員が教科指導できること。
- 児童生徒の安心・安全が確保できること。
- 中学校にあっては、複数の中から選択できる部活動数であること。
- 保護者や地域の人々の理解と協力のもと学校経営をすすめられるよう、学校の方針等が保護者、地域に容易に周知できること。

イ 学区

- 中学校の学区は、小学校の学区をいたずらに分割しないこと。
- 中学校へ進学する際の児童の心理面への影響を少なくすること。
- 地域活動等と連携した学校教育が進められるよう、学区と地域活動等の区域は、一致していることが望ましいこと。

ウ 通学距離

- 通学距離の考え方は、児童生徒の負担を考慮すること。
- 通学に要する時間は、おおむね1時間を限度とすること。

エ 指定校変更

- 保護者、地域、学校が連携し、児童生徒の教育を行う観点から一定の条件が必要なこと。
- 運用の条件は、学校教育へのニーズを把握して検討すること。
- 部活動のみを理由とする指定校変更は、認めないこと。

(3) 基本方針

以上をもとに、「適正配置基本方針」を次のとおりとします。

ア 学校規模

- 小学校は12学級以上で18学級以下であること。
- 中学校は9学級以上で18学級以下であること。

イ 学区

- 小学校区は、複数の中学校区にまたがらないこと。
- 中学校区は、小学校区を分割しないこと。
- 学区と地域活動の区域は、一致すること。
- 通学の際の安全が確保できること。

ウ 通学距離（時間）

- 通学に要する時間は、おおむね1時間を限度とすること。
- ※徒歩の場合は、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km以内。

エ 指定校変更

- 許可区域は、保護者、地域、学校の要望等を勘案して定めること。
- 弾力的運用には、一定の条件を付すこと。
- 学区の運用は、当分の間、現在の運用方法により行うこと。

この基本方針は、小中学校の望ましい姿を示したものであり、今後、この方針に基づき市教育委員会では、各小中学校の見直しを行うとともに、地域、保護者、学校関係者の意見を伺いながら、小中学校の規模や学区などがより適正なものとなるよう施策を講ずることとします。

4 今後の取組み

市教育委員会は、小中学校適正配置検討委員会の意見を尊重し、各市立小中学校の状況調査を実施するとともに、保護者、学校関係者、地域の方々の意見等を踏まえ、具体的な計画を策定することとします。

また、小中学校の適正配置等に関しては、市民の関心も高いため、市教育委員会での検討内容などについて情報を適宜提供するよう努めます。

（文目）

盛岡市小中学校適正配置基本方針

（案）

平成 21 年 月

盛岡市教育委員会

〈目次〉

第1章 小中学校の現状と課題

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 少子化と児童生徒数の推移 | 1 |
| 2 | 学校規模の現状 | 3 |
| 3 | 通学区域の現状 | 9 |

第2章 今後の見通し

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 児童生徒数の見通し | 25 |
| 2 | 小中学校規模の見通し | 26 |
| 3 | 新入生の見通し | 27 |
| 4 | 少人数教育の動向 | 27 |

第3章 小中学校の適正配置

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 適正配置の必要性 | 28 |
| 2 | 小中学校適正配置基本方針 | 30 |
| 3 | 今後の進め方 | 32 |

資料1 児童生徒数の推移（平成11年度～平成20年度）

資料2 児童生徒数の推移（平成20年度～平成25年度）

【語句の定義】

本方針で使用する語句の定義は、次のとおりです。

- (1) 盛岡地域：旧都南村及び旧玉山村の区域を除く地域
- (2) 都南地域：旧都南村の区域
- (3) 玉山区：旧玉山村の区域
- (4) 小学校：特別の断りがある場合を除き、盛岡市立小学校をいう。
- (5) 中学校：特別の断りがある場合を除き、盛岡市立中学校をいう。
- (6) 児童生徒：児童は小学生、生徒は中学生をいう。

第 1 章 盛岡市立小中学校の現状と課題

本市の平成 20 年 5 月 1 日時点での小学校は、46 校、567 学級、児童数 15,642 人、中学校は、24 校、255 学級、生徒数は 8,037 人となっており、10 年前の平成 11 年同期（旧玉山村立小中学校の児童生徒数を含む）に比べ、小学校で 2,850 人（平成 20 年/平成 11 年 84.59%）、中学校で 2,234 人（平成 20 年/平成 11 年 78.25%）それぞれ減少しています。

このことは、文部科学省が定める標準的な学校規模（40 人学級、12～18 学級）に当てはめると、この 10 年間で小学校では、およそ 71 学級、中学校で 56 学級に相当し、小学校で 4 校、中学校で 3 校に相当する児童、生徒が減少していることとなります。この減少傾向は、厚生労働省が発表した特殊出生率*1 からも、児童生徒数の減少傾向が今後とも続くことが予想されます。

本位の小中学校を見ると、新たな都市開発整備や道路、橋梁等の整備に伴い、児童生徒数の急増による学校施設規模の不足している学校や通学区域が実態にそぐわなくなっている学校が見られ、また、一部の地区では、児童生徒の減少による余剰教室、余剰設備が生じている学校も見受けられるようになっています。

*1:特殊出生率（期間合計特殊出生率）

一人の女性が一生に産む子供の数の平均。平成 2 年国勢調査、1.54 人、平成 12 年国勢調査 1.36 人、平成 17 年国勢調査 1.25 人と減少してきています。長期的に人口を維持できるとされる水準（人口置換水準）2.07 に比べ、かなり低いものとなっています。

1 少子化と児童生徒数の推移

本市の児童生徒数の推移は、「表-1 児童生徒数の推移」のとおりとなっており、平成 20 年度の児童生徒数は、平成 11 年度と比べ、児童数で 2,850 人の減少（対平成 11 年度比 15.41%減）、生徒数で 2,234 人の減少（対平成 11 年度比 21.75%減）となっています。

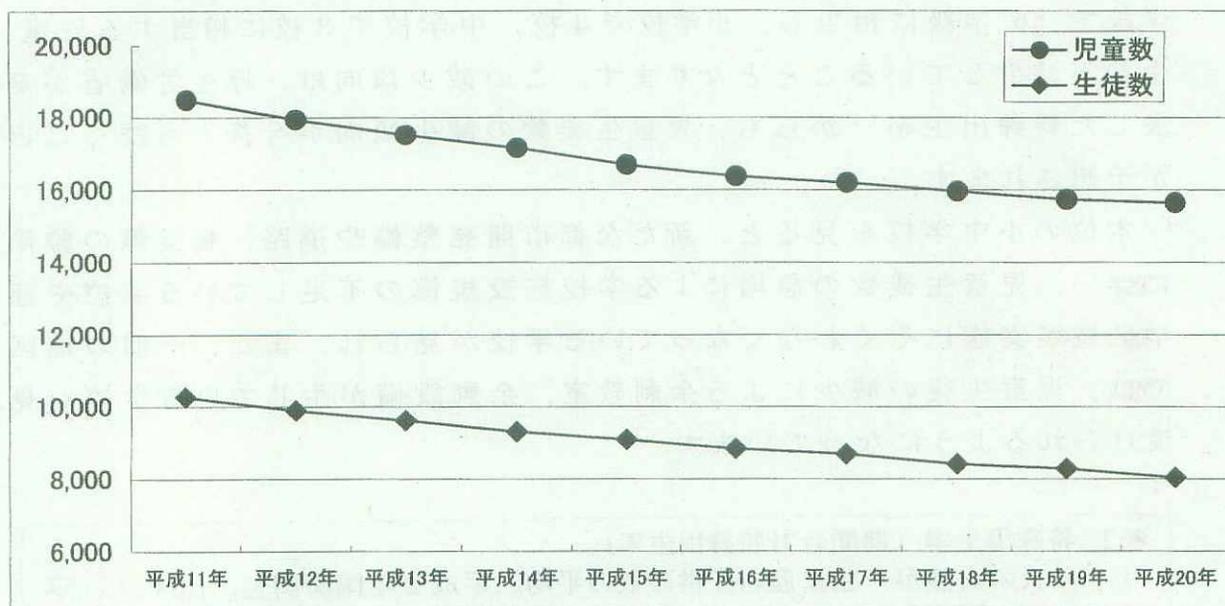
※平成 11 年から平成 20 年の各小中学校の推移は資料-1 に示しています。

表－1 児童生徒数の推移

〈単位：人，％〉

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
児童数	18,492	17,951	17,519	17,152	16,690	16,369	16,198	15,958	15,741	15,642
対平成11年比	—	97.1%	94.7%	92.8%	90.3%	88.5%	87.6%	86.3%	85.1%	84.6%
対前年比	—	97.1%	97.6%	97.9%	97.3%	98.1%	99.0%	98.5%	98.6%	99.4%
生徒数	10,271	9,897	9,622	9,306	9,084	8,827	8,685	8,412	8,280	8,037
対平成11年比	—	96.4%	93.7%	90.6%	88.4%	85.9%	84.6%	81.9%	80.6%	78.2%
対前年比	—	96.4%	97.2%	96.7%	97.6%	97.2%	98.4%	96.9%	98.4%	97.1%

※盛岡市教育委員会調べ（旧玉山村の児童生徒数を含む。）



平成20年5月1日時点での就学前児童（0歳～5歳児）の人数は、「表－2 就学前児童数の推移」のとおりであり、平成20年度の就学前児童数は、平成11年に比べ、2,013人減少しています。

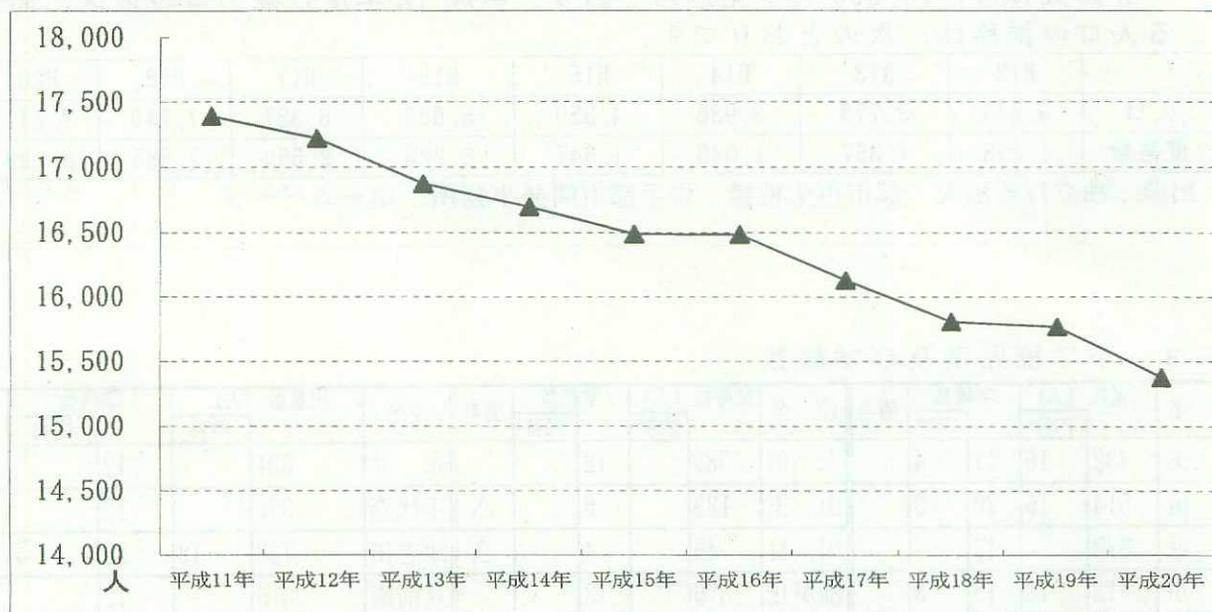
就学前児童数及び新1年生該当者数の推移からもわかるとおり、児童生徒数の減少傾向は、今後とも続くことが予想され、学校によっては、入学生や学年の在籍者がいなくなったり、複式学級での教育が余儀なくされたりすることも予想されます。

表－２ 就学前児童数の推移

（単位：人、％）

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
就学前児童数（人）	17,392	17,221	16,873	16,698	16,488	16,484	16,130	15,807	15,769	15,379
対前年比	—	99.02%	97.98%	98.96%	98.74%	99.98%	97.85%	98.00%	99.76%	97.53%
対平成11年比	—	99.02%	97.02%	96.01%	94.80%	94.78%	92.74%	90.89%	90.67%	88.43%
新1年生該当（人）	2,946	2,993	2,803	2,823	2,742	2,778	2,724	2,734	2,733	2,575

※盛岡市教育委員会調べ（旧玉山村の就学前児童数を含む。）



2 学校規模の現状

（1）学校規模

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において、標準的な学校規模を小学校では、12学級以上18学級以下（施行規則第41条）、中学校では、小学校の規定を準用する（施行規則第79条）ことを定めています。

平成20年5月1日における小中学校の児童生徒及び学級数は、「表－3 小学校児童及び学級数」、「表－4 中学校生徒数及び学級数」のとおりとなっており、文部科学省の基準で区分すると、小学校においては46校中大規模校が7校、小規模校が20校、中学校では、24校中大規模校が1校、小規模校が14校となっています。

また、盛南開発*2や新たな住宅団地の整備により、盛岡地域南西部や北西部の児童生徒数は、今後増加することが予想されています。その一方で盛岡地域北部や玉山区の一部地区では、児童生徒数が減少し続けています。

なお、盛岡駅周辺をはじめとする市中心部では、マンション等の集合住宅の建設もあり、児童生徒数は横ばいで推移しています。

* 2 : 盛南開発 (盛岡南新都市開発整備事業)

市街地の南西部, 雫石川の南に広がる約 445 ヘクタールの地域に職住近接の新市街地を形成しようというのが盛南開発構想で, 全体計画の7割に当たる 313.5 ヘクタールを整備するのが盛岡南新都市開発整備事業です。事業主体は独立行政法人都市再生機構 (旧地域振興整備公団) で, 平成3年12月に事業認可。都市再生機構では盛岡都市開発事務所 (現岩手都市開発事務所) を平成4年1月に開設し, 本格的な事業をスタートさせています。整備手法は土地区画整理事業で, 平成7年11月に着工しました。

計画人口は, 18,000人を見込んでおり, 平成12年度以降の当該地区における人口の推移は, 次のとおりです。

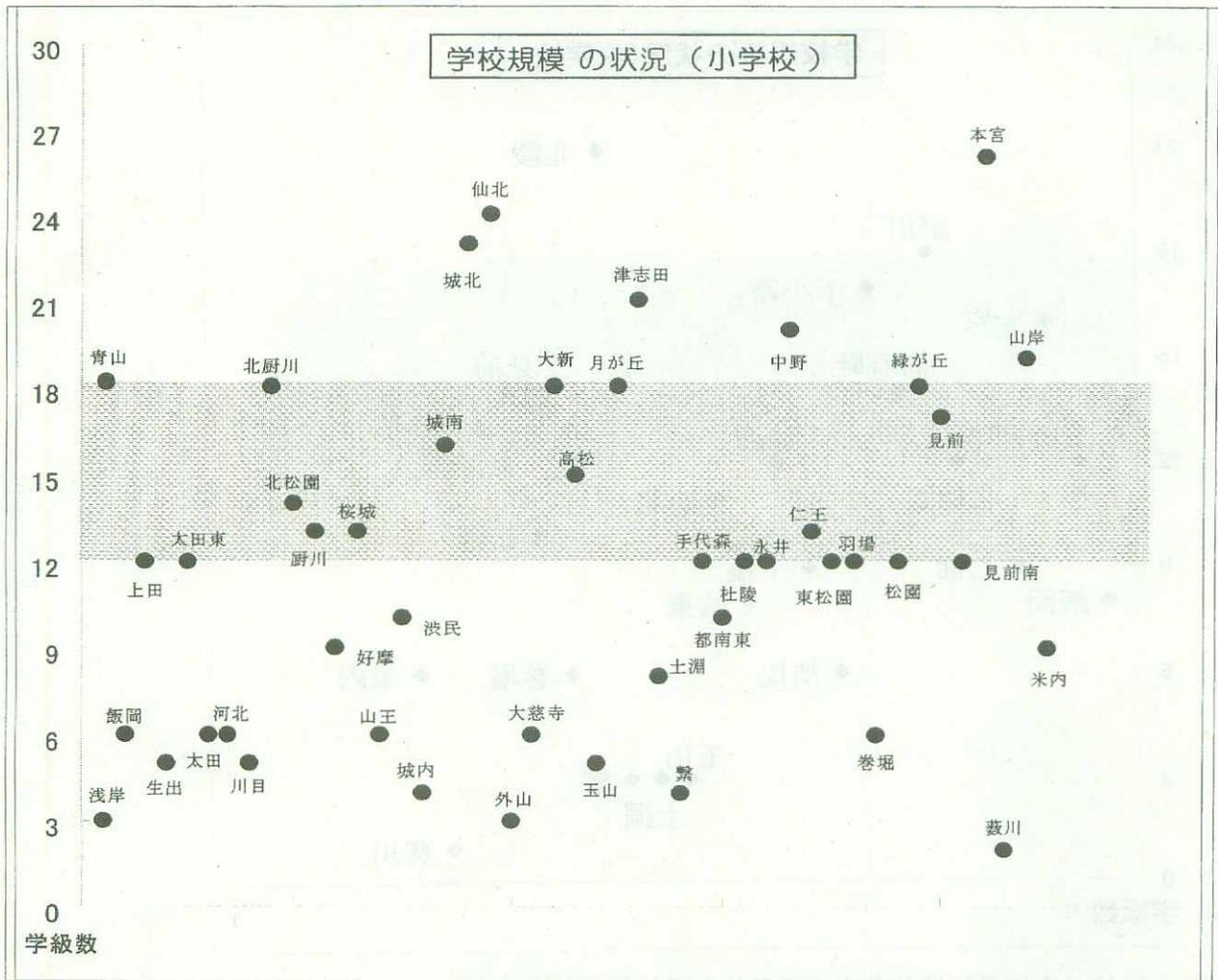
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H20
人口	3,643	3,773	3,936	4,359	5,686	6,387	7,140	7,811
世帯数	1,298	1,357	1,646	1,647	2,228	2,560	2,885	3,183

出典: 独立行政法人 都市再生機構 岩手都市開発事務所 ホームページ

表-3 小学校児童及び学級数

校名	児童数 (人)		学級数		備考	校名	児童数 (人)		学級数		備考	校名	児童数 (人)		学級数		備考
	内特		内特				内特		内特				内特				
仁王	432	15	17	4		上田	389		12			永井	331		12		
城南	514	16	20	3		山王	183		6	△		手代森	336		12		
桜城	373		12			川目	46		4	△		津志田	738	18	25	4	○
厨川	413	18	15	3		緑が丘	579		18			見前南	315		12		
仙北	793	5	25	1	○	太田	83		6	△		都南東	222		8		△
杜陵	288		11		△	太田東	328	2	13	1		北松園	396		13		
山岸	605	5	20	1	○	繫	48		4	△		玉山	48		5		△
大慈寺	178	3	7	1	△	城北	760	11	25	2	○	城内	22		3		△
米内	200		8		△	大新	600		19		○	外山	5		2		△
土淵	230		9		△	松園	321	16	15	3		藪川	3		2		△
中野	694		21		○	月が丘	527		18			洺民	259	3	11	1	△
本宮	907	7	27	1	○	高松	430		14			生出	57		5		△
浅岸	10		3		△	東松園	352		12			巻堀	52		5		△
青山	637		18			見前	581	5	19	1		好摩	245	2	11	1	△
北厨川	512		16			飯岡	128	4	7	1	△	合計	15,642	137	567	30	
河北	163	7	8	2	△	羽場	309		12			1学級児童数					27.6
※盛岡市教育委員会調べ (平成20年5月1日現在)													1学級当り生徒数 (除特学)		28.9		

注: 表中, 内特は, 特別支援学級数及び児童の人数であり内数。



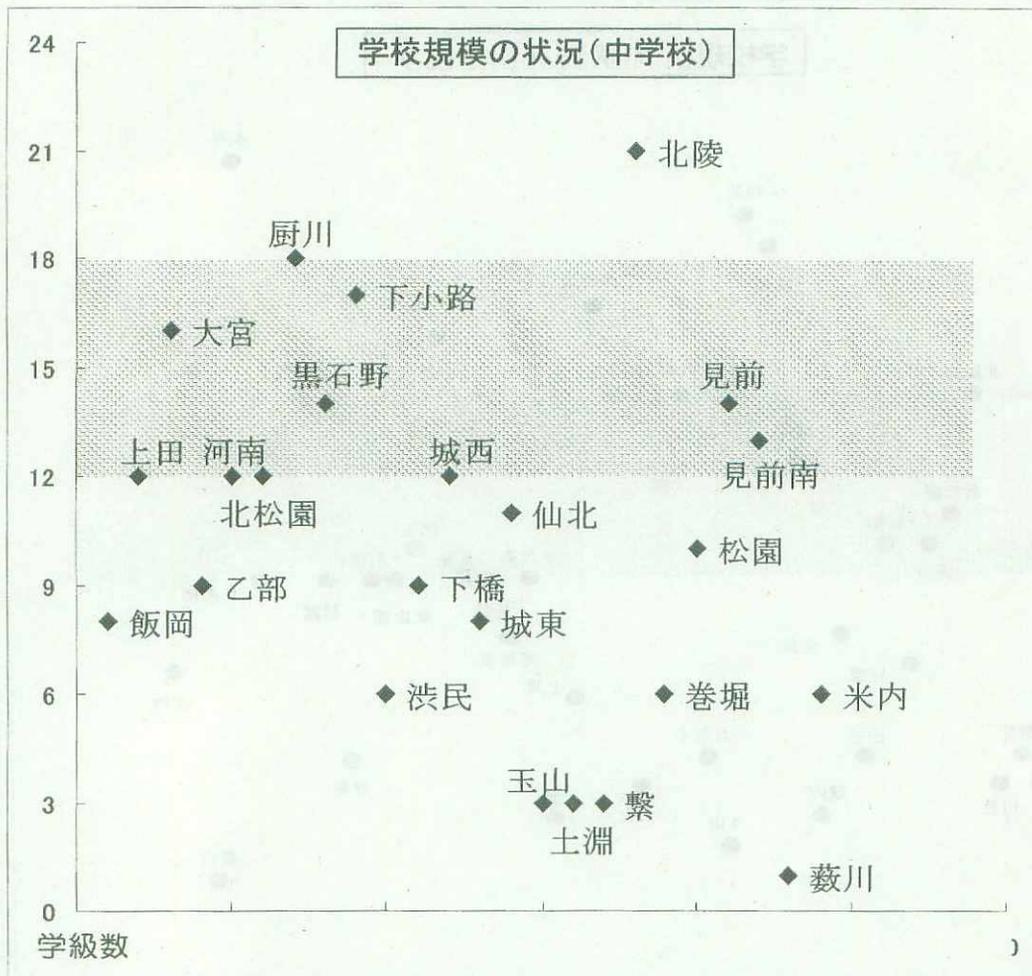
は、文部科学省が定める標準的な学校規模の学級数を有する学校

表 - 4 中学校生徒及び学級数

校名	生徒数(人)		学級数		備考	校名	生徒数(人)		学級数		備考	
	内特		内特				内特		内特			
下橋		268	4	11	△	北陵		773	21		○	
下小路		604	6	17		松園	3	327	10	1	△	
厨川	21	644	21	21	3	見前	11	517	16	3		
上田	26	458	16	16	4	飯岡		237	8		△	
河南		421		12		乙部	2	276	10	1	△	
仙北		385		12	△	見前南		417	12			
大宮	2	598		17	1	北松園		365	11		△	
米内		154		5	△	玉山		26	3		△	
土淵		64		3	△	荻川		3	1		△	
黒石野		470		13		渋民	1	178	7	1	△	
繫		23		3	△	巻堀	8	183	7	1	△	
城西		420		12		合計		8,037	84	255	18	
城東		226		7	△	1学級当り生徒数				31.5		
							学級当り生徒数(除特学)				33.6	

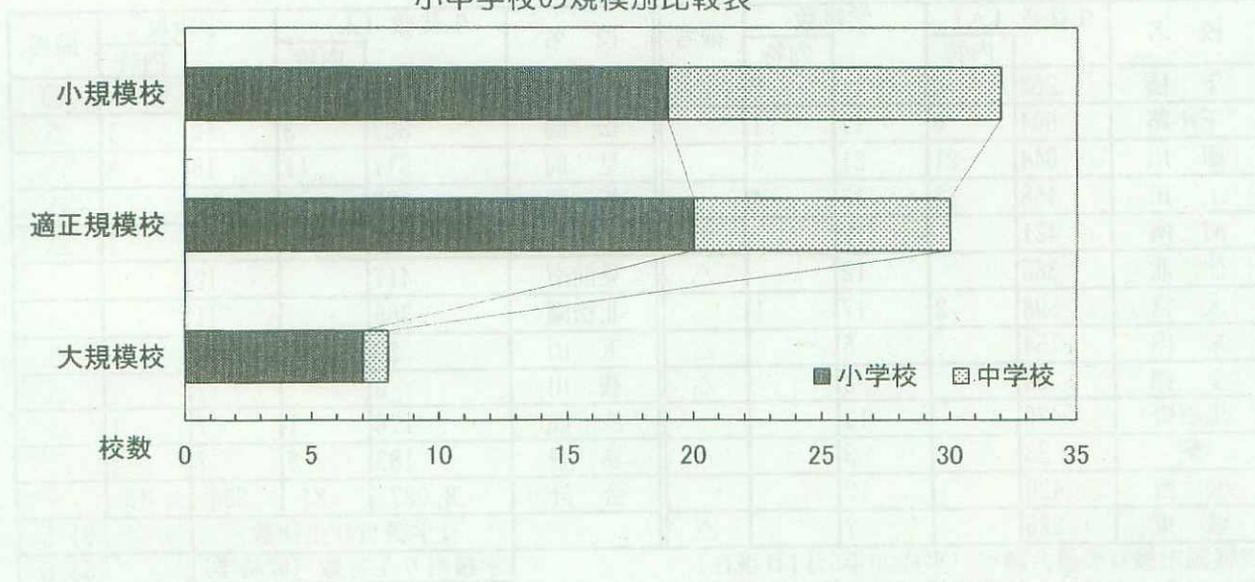
※盛岡市教育委員会調べ(平成20年5月1日現在)

注:表中,内特は,特別支援学級数及び生徒の人数であり内数。



は、文部科学省が定める標準的な学校規模の学級数を有する学校

小中学校の規模別比較表



表－5 学校アンケート調査に基づく、学校で感じている規模【参考】

学校規模	小学校				中学校			
	大きい	適正	小さい	小学校計	大きい	適正	小さい	中学校計
意識調査	5 (11%)	24 (52%)	17 (37%)	46 (100%)	1 (4%)	14 (59%)	7 (29%)	22 無回答2 (8%)

文部科学省の標準と比較して見ると、小学校では、文部科学省の標準を上回っている学校が7校に対し、調査で「大きい」と回答した学校は5校、標準規模校が20校に対し、「適正」と回答した学校が24校、下回っている学校が19校に対し、「小さい」との回答が17校となりました。また、中学校でも、標準規模校が10校に対し、「適正」と回答した学校が14校、下回っている学校が13校に対し、「小さい」との回答が7校となり、学校側の捉え方が標準的規模と必ずしも一致していないことが分かります。

(2) 学校規模と学校運営

学校運営上、大規模校と小規模校では、概ね「表－6 学校規模による特徴」に掲げるような特徴があるといわれています。

表－6 学校規模による特徴

	小規模校	大規模校
学習指導面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発表や話し合いの場において、自己表現する機会が多い。 ○ 余裕施設・学習教材等を有効に利用できる。 ○ 選択教科や部活動は、人数による制限が生ずる場合がある。 ○ 中学校において、教員数が少ないため、免許外の教科を担当する割合が高くなる。 ○ 小学校の複式学級では、2学年に対応した指導を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団生活の中で、児童生徒が切磋琢磨しながら学習指導を展開しやすい。 ○ 体育館や特別教室等の利用に制約が出てくる場合がある。 ○ 部活動等に必要な人数を配置構成できるが、レギュラーにはなりにくい。 ○ 中学校では、各教科の免許を有する職員が配置される。 ○ 急増学校の場合、特別教室を普通教室へ転用するため、特別教室での学習ができなくなる場合がある。
生活指導面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の個性やよさを活かした活動を組み立てやすい。 ○ 限られた人間関係の中で、多様な意見・考えに触れる機会が少なくなる。 ○ 単式学級では、児童・生徒の人間関係や価値観が固定化しがちになる。 ○ 集団生活でのルールが徹底されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大集団の中で、多様な社会性を身につけることができる。 ○ 様々な児童生徒と触れ合うことが可能であり、集団行動、生活への適応力が養われる。 ○ 学級編成により、人間関係に変化をつけることができる。 ○ 規範意識や価値観が多様化するため、問題行動等も起こりやすい。

学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域に対して、学校の教育方針の浸透・徹底が図りやすい。 ○ 教職員数が少ないため、校務分掌等で、役職を兼ねることが多く、教職員の負担が大きくなる。 ○ 中学校においては、教科担当教員が少なくなるため、自校での相互研鑽の機会が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興住宅街等では、保護者の意向が様々で、学校の教育方針を浸透させることが難しいことがある。 ○ 教職員数が多いため、多様な教育・運営活動が可能となるが、校務の所管と責任の所在が不明確になる場合がある。 ○ 教員の相互研修などにより、研鑽が図られる。 ○ 学校運営予算総額が大きいため、多様な予算編成が可能となる。 ○ 教職員の意識統一、児童・生徒の協同意識の構築などが難しい。
-------	--	--

【参考】学級編制人数に基づく特徴

少人数学級の特徴	定員枠
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒ごとに指導結果を詳細に判断でき、個々の児童生徒に対応した適切な指導が可能となる。 ○ 教師や他の児童生徒への依存度が高くなる場合がある。 ○ 教師と児童生徒又は児童生徒間で、相手を理解した人間関係を形成できる。 ○ 交流する児童生徒が限られるため、価値観が固定化する場合がある。 ○ 指導は行き届くが、他との関わり合いが少なく切磋琢磨することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導をするための配慮が必要となる ○ 児童生徒数に見合った、教材・教具の準備に時間とお金がかかる。 ○ 作品処理や成績処理に、時間がかかる。 ○ 教師と児童生徒とのふれあいの時間は、児童生徒数が増えるほど短くなる。 ○ 教師が十分に手をかけられない場面については、児童生徒の自立が促される。

(3) 中学校における免許外の教科指導

本市の中学校では、教職員定数の関係から、免許外の教科の指導を行っている場合があり、平成19年度は、16校において7教科（延べ24教科）31人が指導にあたっています。その理由としては「免許保有者がいないこと12件」、「免許保有者が不足するため11件」、「選択教科指導のため1件」となっています。免許外教科を指導する場合、各学校長は、教員の得意科目などを考慮し、県教育委員会に申請を行い、その許可のもと免許以外の教科の指導を行うこととなります。

こうした指導は、教員定数が少ない小規模中学校において行われることが多く、16校中、小規模校が11校を占め、また、教科では、6教

科（延べ18教科）について行われています。免許外教科を指導する場合、県教育委員会では、当該教職員に対し特別の研修を実施し、指導力の向上を図っています。

3 通学区域の現状

(1) 通学区域に関する法令の規定

通学区域は、施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、本市においても、学校を指定し、通学区を定めています。

本市の通学区域は、「盛岡市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年教育委員会規則第9号）」に規定し、「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の通学に関する事務取扱要領」により運用しています。小中学校の通学区域は、地域コミュニティや通学距離などを考慮したものとなっています。

(2) 通学距離

通学距離に関しては、法令上特に定めがなく、地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定できるとされています。

本市では、盛岡市遠距離通学支給要綱（平成16年盛岡市教育委員会告示第3号）を定め、通学費助成の要件を小学校にあっては、概ね片道4km以上、中学校では、概ね片道6km以上としています。平成19年度における通学費の助成状況は、「表-7 遠距離通学にかかる助成」のとおりです。

表-7 遠距離通学にかかる助成

小学校		中学校	
人数	助成額(円)	人数	助成額(円)
16	434,194	6	713,330

※盛岡市教育委員会調べ（平成19年度）

学校の中には、統廃合により、学校までの距離が遠くなったため、スクールバスでの通学を行っているところもありますが、従来の通学区においても学校により大きく異なっています。各学校の最も遠い通学距離は、「表-8 小中学校の通学距離一覧」のとおりです。

スクールバスを利用している児童生徒を除いた児童生徒の中で最も長い通学距離は、小学校で 7.0km、中学校で 13.3km となっています。

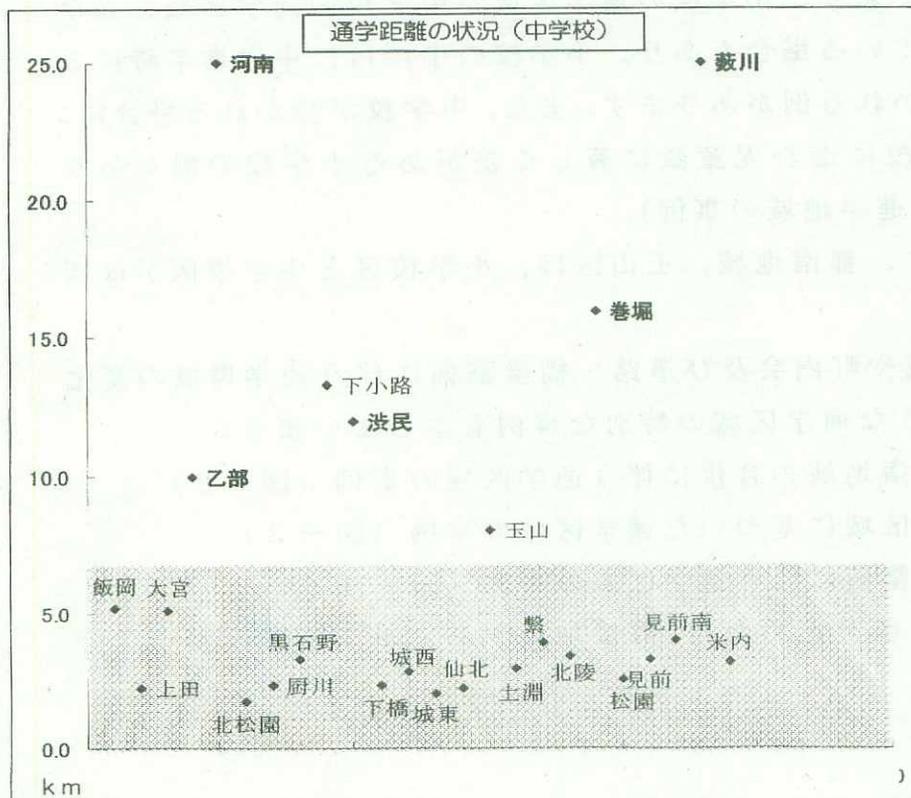
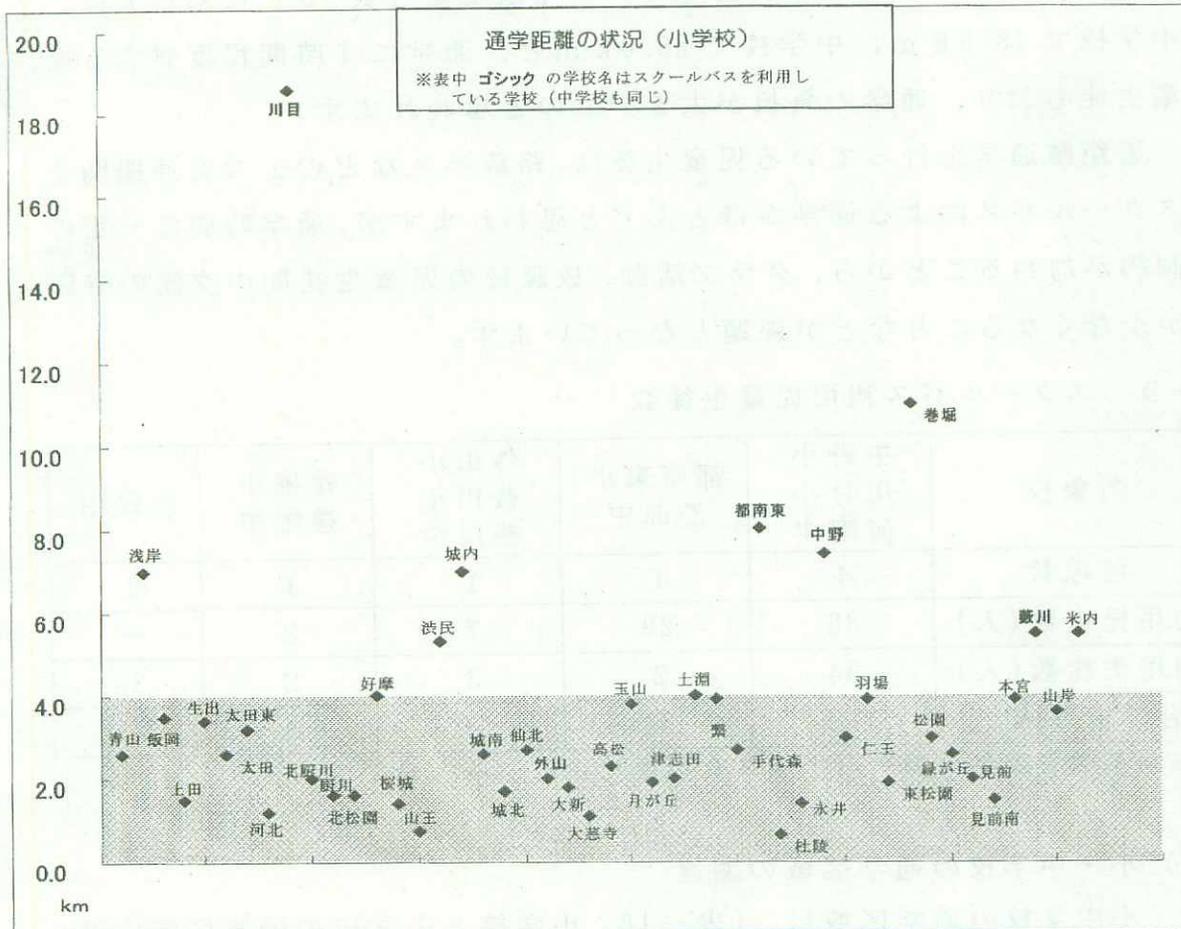
表一 8 小中学校の最長通学距離一覧

小 学 校			中 学 校					
学校名	距 離	備 考	学校名	距 離	備 考	学校名	距 離	備 考
仁 王	3.0km	三ツ割3	城 北	1.7km	青山4	下 橋	2.3km	本町通3
城 南	2.6km	つつじが丘	大 新	1.8km	中屋敷町	下小路	13.3km	新庄字
桜 城	1.4km	盛岡駅西通1	松 園	3.0km	山岸字	厨 川	2.3km	西青山3
厨 川	1.6km	城西町	月が丘	1.9km	西青山3	上 田	2.2km	高松2
仙 北	2.7km	南仙北3	高 松	2.3km	高松3	河 南 (バス)	25.0km	砂子沢8
杜 陵	0.65km	清水町	東松園	1.9km	上田字	仙 北	2.2km	南仙北3
山 岸	3.6km	下米内字	見 前	2.0km	三本柳15	大 宮	5.1km	猪去字
大慈寺	1.1km	神子田町	飯 岡	3.5km	上飯岡9	米 内	3.2km	上米内字
米 内	5.0km	上米内字	羽 場	3.9km	上飯岡8	土 淵	2.9km	土淵字
土 淵	4.0km	土淵字	永 井	1.4km	永井25	黒石野	3.3km	上田字
中 野 (バス)	7.4km	新庄字	手代森	2.7km	黒川2	繫	3.9km	繫字
本 宮	3.9km	下鹿妻字	津志田	2.0km	三本柳・ 飯岡新田	城 西	2.8km	大館町
浅 岸	7.0km	新庄字	見前南	1.5km	見前南1	城 東	2.0km	南大通1
青 山	2.6km	上堂4	都南東 (バス)	8.0km	大ヶ生1	北 陵	3.4km	青山4
北厨川	2.0km	厨川2	北松園	1.6km	小鳥沢2	松 園	2.5km	東黒石野2
河 北	1.2km	西下台	玉 山	3.8km	玉山区玉山 字	見 前	3.3km	津志田4
上 田	1.5km	高松2, 3	城 内	7.0km	玉山区玉山字	飯 岡	5.2km	湯沢南2
山 玉	0.75km	東新庄2	外 山 (バス)	2.0km	玉山区藪川字	乙 部 (バス)	10.0km	大ヶ生5
川 目 (バス)	18.6km	砂子沢11	藪 川 (バス)	5.5km	玉山区藪川字	見前南	4.0km	永井2
緑が丘	2.6km	高松4	洪 民	5.3km	玉山区洪民字	北松園	1.7km	小鳥沢1
太 田	2.6km	上鹿妻字	生 出	3.4km	玉山区下田字	玉 山	8.0km	玉山区玉山字
太田東	3.2km	下太田字	巻 堀 (バス)	11.0km	玉山区馬場字	藪 川 (バス)	25.0km	玉山区藪川字
繫	3.9km	繫字	好 摩	4.0km	玉山区藪川字	洪 民 (バス)	12.0km	玉山区下田字
						巻 堀 (バス)	16.0km	玉山区馬場字

※盛岡市教育委員会調べ（平成19年度）

学校名欄中（バス）と表記している学校は、スクールバス利用者がいる学校です。

注：指定校変更など学区外からの通学者の距離は、対象からはずしています。



※ は、遠距離通学助成を行っていない通学距離

また、スクールバスを利用している児童生徒（表-9）にあつては、小学校で18.6km、中学校で25.0kmと、通学に1時間程度要する児童生徒もおり、通学の負担が大きいものと思われます。

遠距離通学を行っている児童生徒は、路線バスなどの公共交通機関やスクールバスによる通学がほとんどと思われますが、通学時間に一定の制約が加わることから、クラブ活動、放課後の児童生徒間の交流の時間が少なくなることなどが課題となっています。

表-9 スクールバス利用児童生徒数

対象校	中野小 川目小 河南中	都南東小 乙部中	外山小 藪川小 藪川中	巻堀小 巻堀中	渋民中
路線数	4	1	1	1	1
利用児童数(人)	38	29	7	2	—
利用生徒数(人)	34	2	3	2	35
合計(人)	72	31	10	4	35

※盛岡市教育委員会調べ（平成20年度）

(3) 小・中学校の通学区域の関連

小中学校の通学区域は、「表-10 小学校と中学校の通学区域比較」のとおりとなっており、小学校の通学区域が中学校の通学区域と異なった区域となっている場合もあり、小学校の中には、中学進学時に3つの中学校に分かれる例があります。また、中学校が分かれる場合に、それぞれの中学校に進む児童数に著しく差がある小学校の例もあります。（図-1、進学地域の事例）

盛岡地域に比べ、都南地域、玉山区は、小学校区と中学校区がほぼ対応しています。

市村合併、地域や町内会及び道路・橋梁整備に伴う通学環境の変化により、次のような通学区域の特別な事例も生じています。

- ① 盛岡地域と都南地域の合併に伴う通学区域の事例（図-2）
- ② 地区や町内会区域に基づいた通学区域の事例（図-3）
- ③ 道路・橋梁の整備に伴う通学区域の事例（図-4）
- ④ 学区や許可区域を定めた後、隣接地にマンションが建築された事例（図-5）

表-10 小学校と中学校の通学区域比較

小学校	進学中学校	入学範囲	中学校	入学小学校	入学範囲
仁 王	下 橋		下 橋	仁 王	全 員
	下小路			桜 城	
	上 田			杜 陵	
城 南	下小路		下小路	大慈寺	
	城 東			仁 王	
桜 城	下 橋		下小路	城 南	全 員
	城 西			山 岸	
厨 川	厨 川		厨 川	浅 岸	全 員
	城 西			高 松	
仙 北	仙 北	全 員	厨 川	厨 川	全 員
杜 陵	下 橋	全 員		青 山	
山 岸	下小路	全 員	上 田	大 新	
大慈寺	河 南			月が丘	
	下 橋		仁 王		
米 内	米 内	全 員	上 田	河 北	全 員
土 淵	土 淵	全 員		上 田	全 員
中 野	河 南	全 員	河 南	高 松	
本 宮	大 宮	全 員		大慈寺	
浅 岸	下小路	全 員	仙 北	中 野	全 員
青 山	厨 川	全 員		川 目	全 員
北厨川	北 陵	全 員	大 宮	仙 北	全 員
河 北	上 田	全 員		本 宮	全 員
上 田	上 田	全 員	米 内	太 田	全 員
山 王	城 東	全 員		太田東	全 員
川 目	河 南	全 員	土 淵	全 員	
緑が丘	黒石野	全 員	黒石野	緑が丘	全 員
太 田	大 宮	全 員		高 松	全 員
太田東	大 宮	全 員	繫	繫	
繫	繫	全 員	城 西	桜 城	
城 北	北 陵	全 員		厨 川	
大 新	厨 川		城 東	大 新	全 員
	城 西			城 南	
松 園	松 園	全 員	北 陵	山 王	全 員
月が丘	厨 川			北厨川	全 員
	北 陵		城 北	全 員	
	下小路		月が丘		
上 田	松 園	全 員			
高 松	黒石野		松 園	東松園	全 員
	東松園			全 員	

小学校	進学中学校	入学範囲
見 前	見 前	
	見前南	
飯 岡	飯 岡	全 員
羽 場	飯 岡	全 員
永 井	見前南	全 員
手代森	乙 部	全 員
津志田	見 前	全 員
見前南	見前南	全 員
都南東	乙 部	全 員
北松園	北松園	全 員
玉 山	玉 山	全 員
城 内	玉 山	全 員
外 山	藪 川	全 員
藪 川	藪 川	全 員
渋 民	渋 民	全 員
生 出	渋 民	全 員
卷 堀	卷 堀	全 員
好 摩	卷 堀	全 員

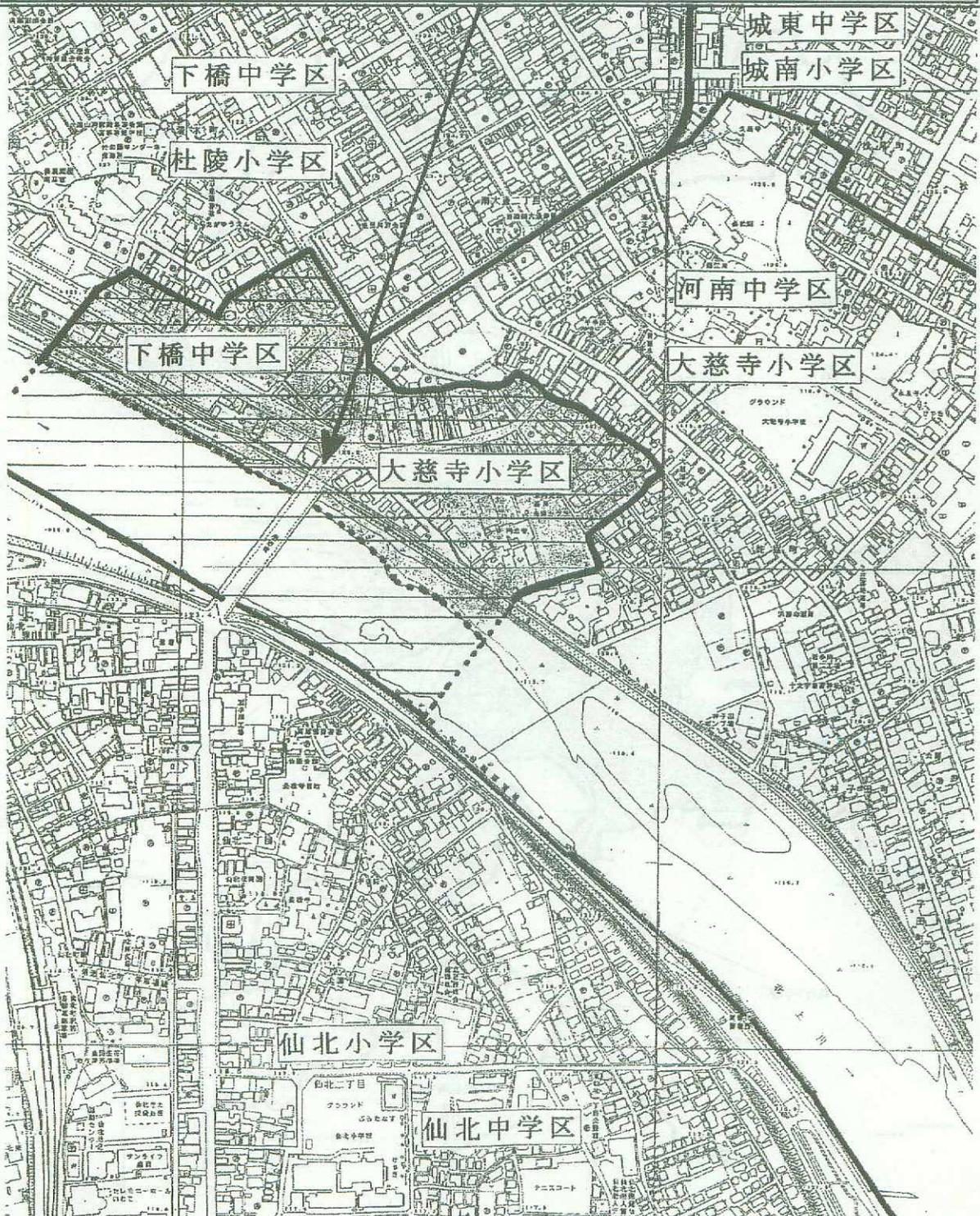
中学校	入学小学校	入学範囲	
見 前	見 前		
	津志田		全 員
飯 岡	飯 岡	全 員	
	羽 場	全 員	
乙 部	都南東	全 員	
	手代森	全 員	
見前南	見 前		
	永 井		全 員
	見前南		全 員
北松園	北松園	全 員	
玉 山	玉 山	全 員	
	城 内	全 員	
藪 川	外 山	全 員	
	藪 川	全 員	
渋 民	渋 民	全 員	
	生 出	全 員	
卷 堀	卷 堀	全 員	
	好 摩	全 員	

※盛岡市教育委員会調べ

小中学校に対するアンケート調査結果では、小学校から中学校に進級する際、学区の差異から、出身小学校による新入生のバランスが悪く、新しい環境になじめなかつたり、疎外感を感じたりする子どもがいるなどの意見が見られ、小学校区と中学校区の一一致を望む意見が出されています。

図-1 進学区域の事例（南大通）

大慈寺小学校の学区のうち、下橋中学校に進学する地域は斜線部の南大通三丁目のみであり、卒業する1学級おおよそ30人の児童のうち、例年3~12人の児童が下橋中学校に進学している。



図一 2 盛岡地域と都南地域の合併に伴う通学区域の事例
 (向中野, 飯岡新田及び向中野, 三本柳地区)

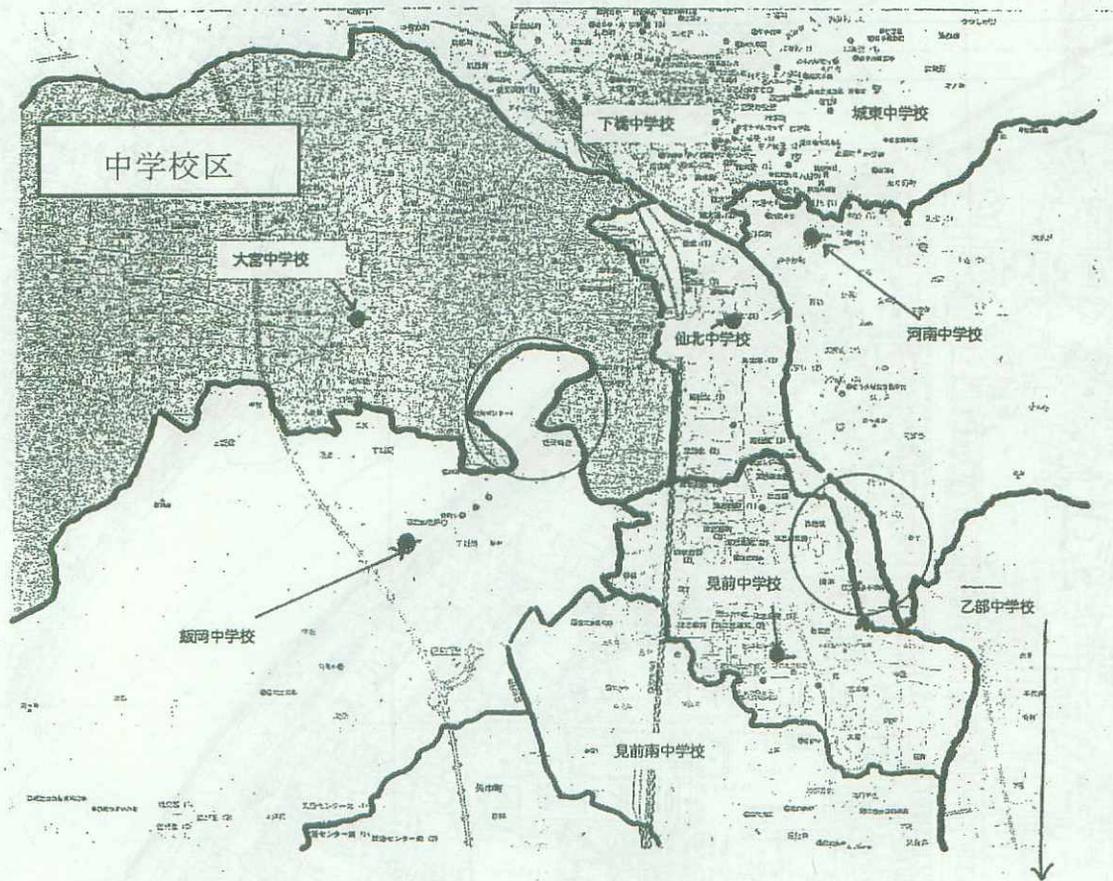
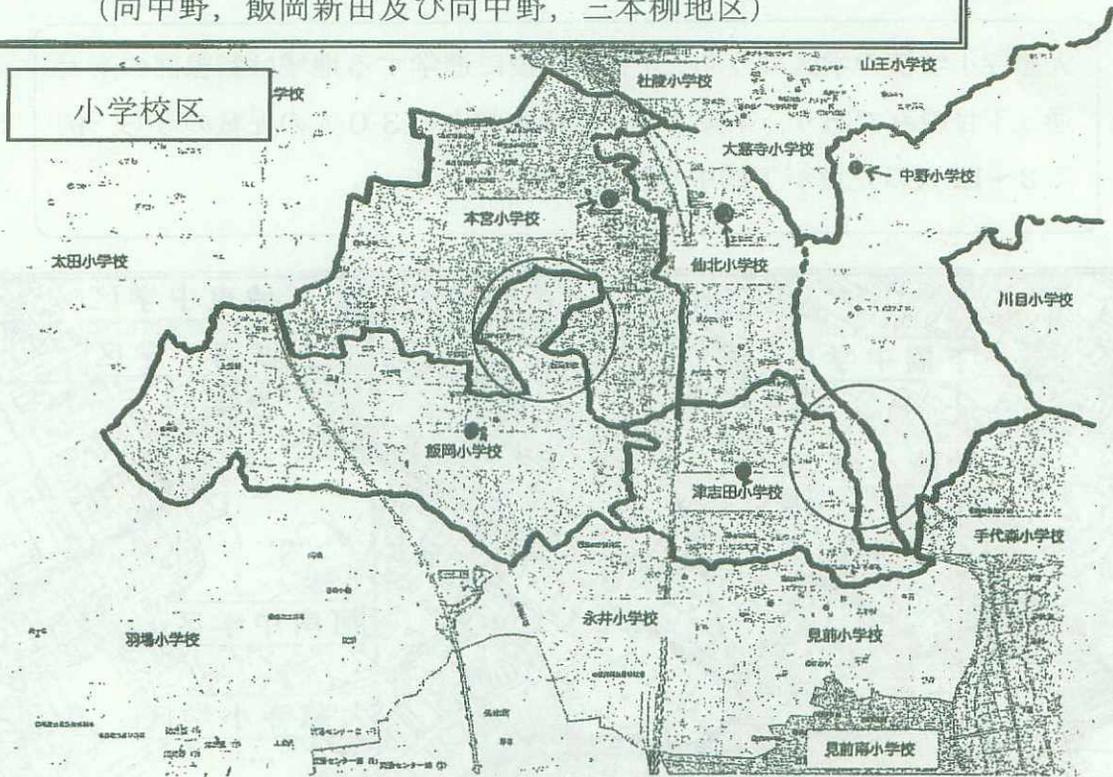


図-3 地区や町内会区域に基づいた通学区域の事例
(本宮, 西仙北付近)

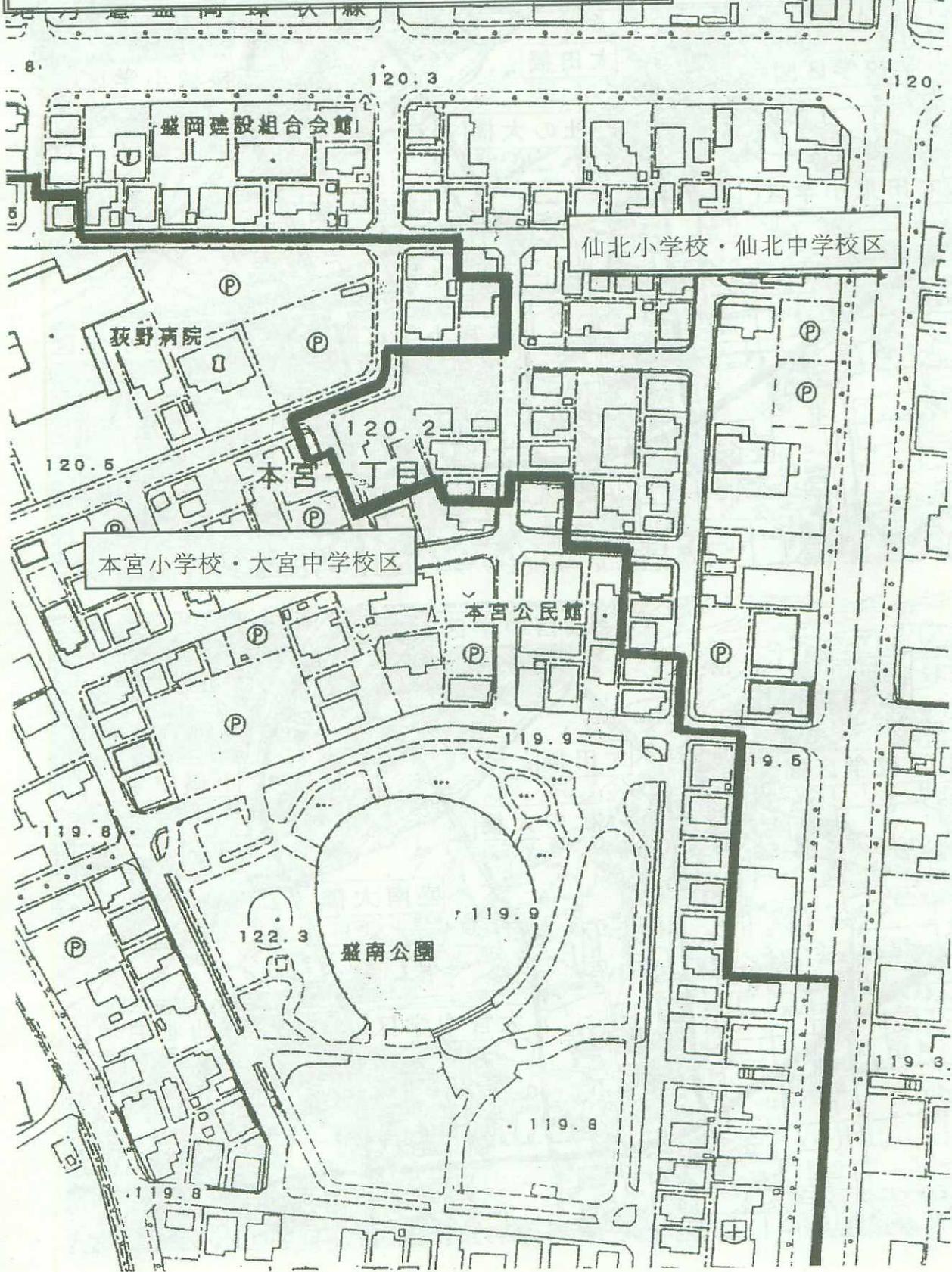


図-4 道路・橋梁の整備に伴う通学区域の事例
(盛岡駅西通・本宮地区ほか)

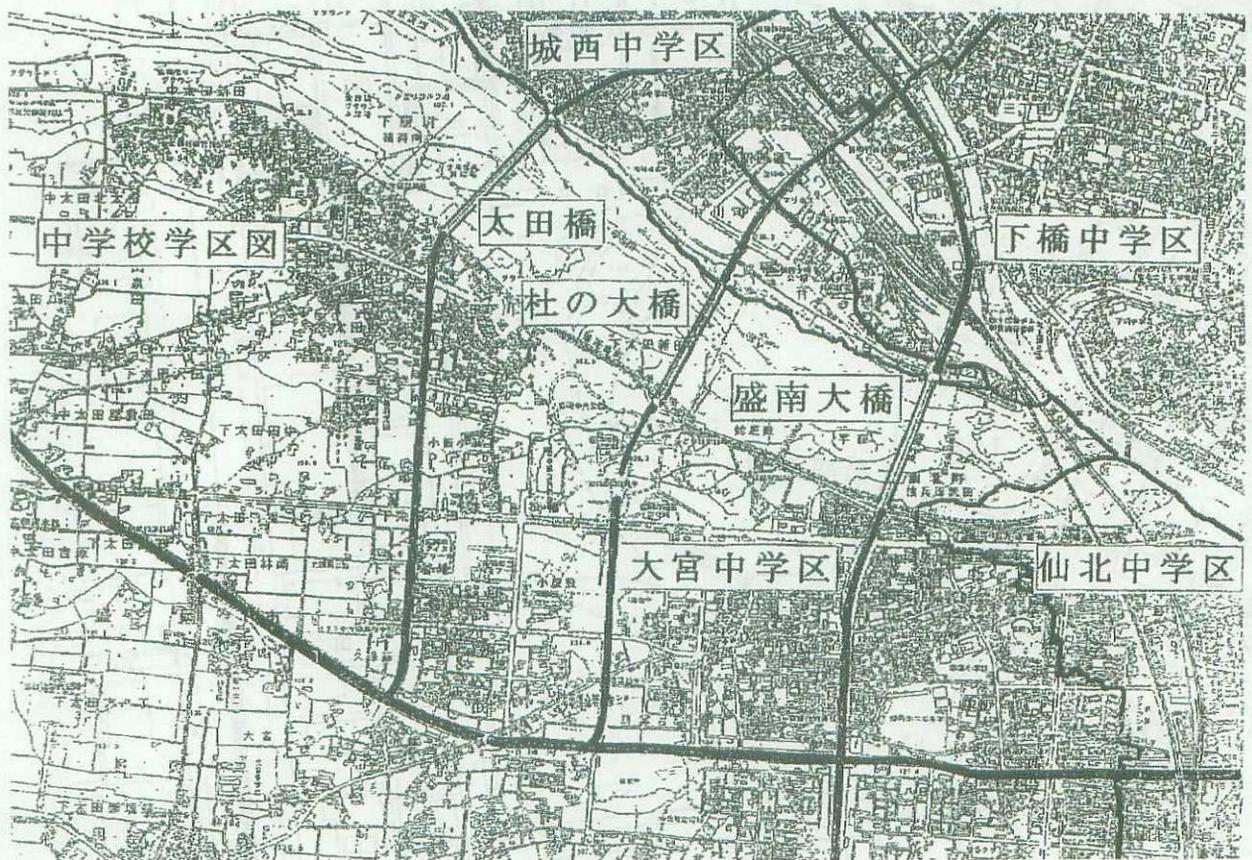
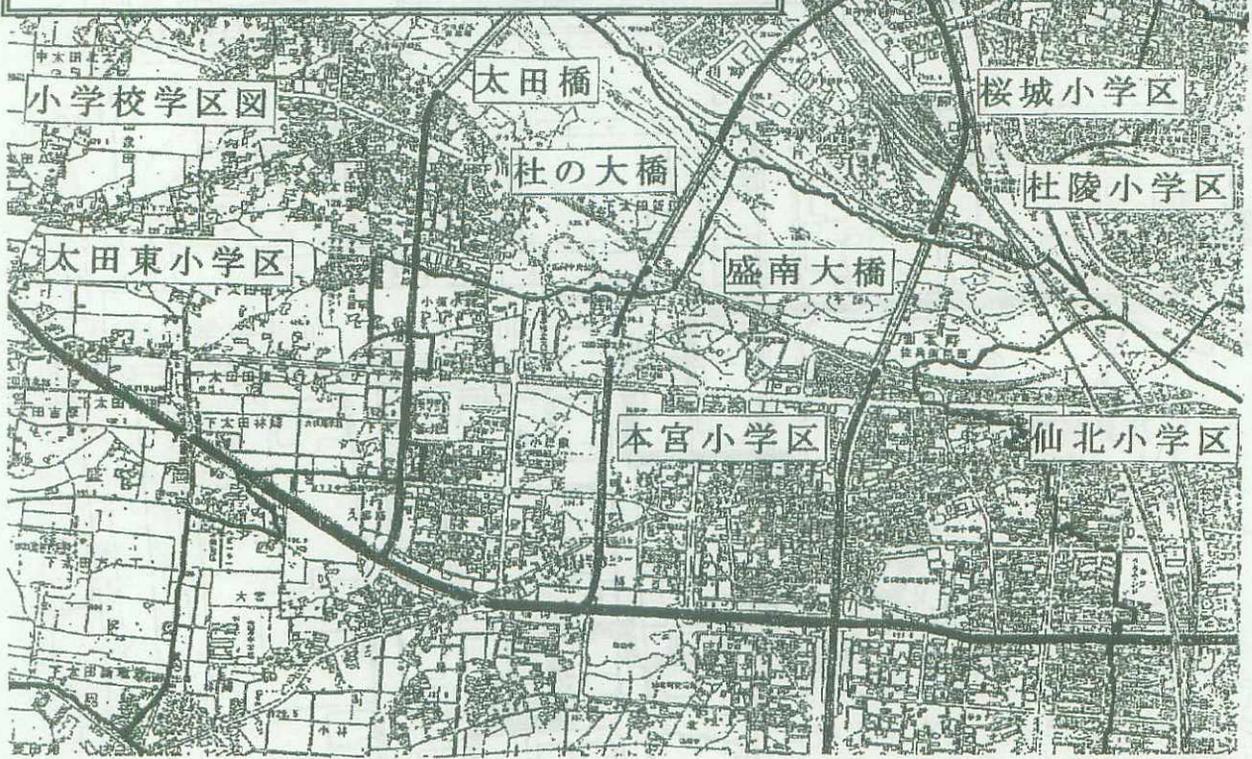
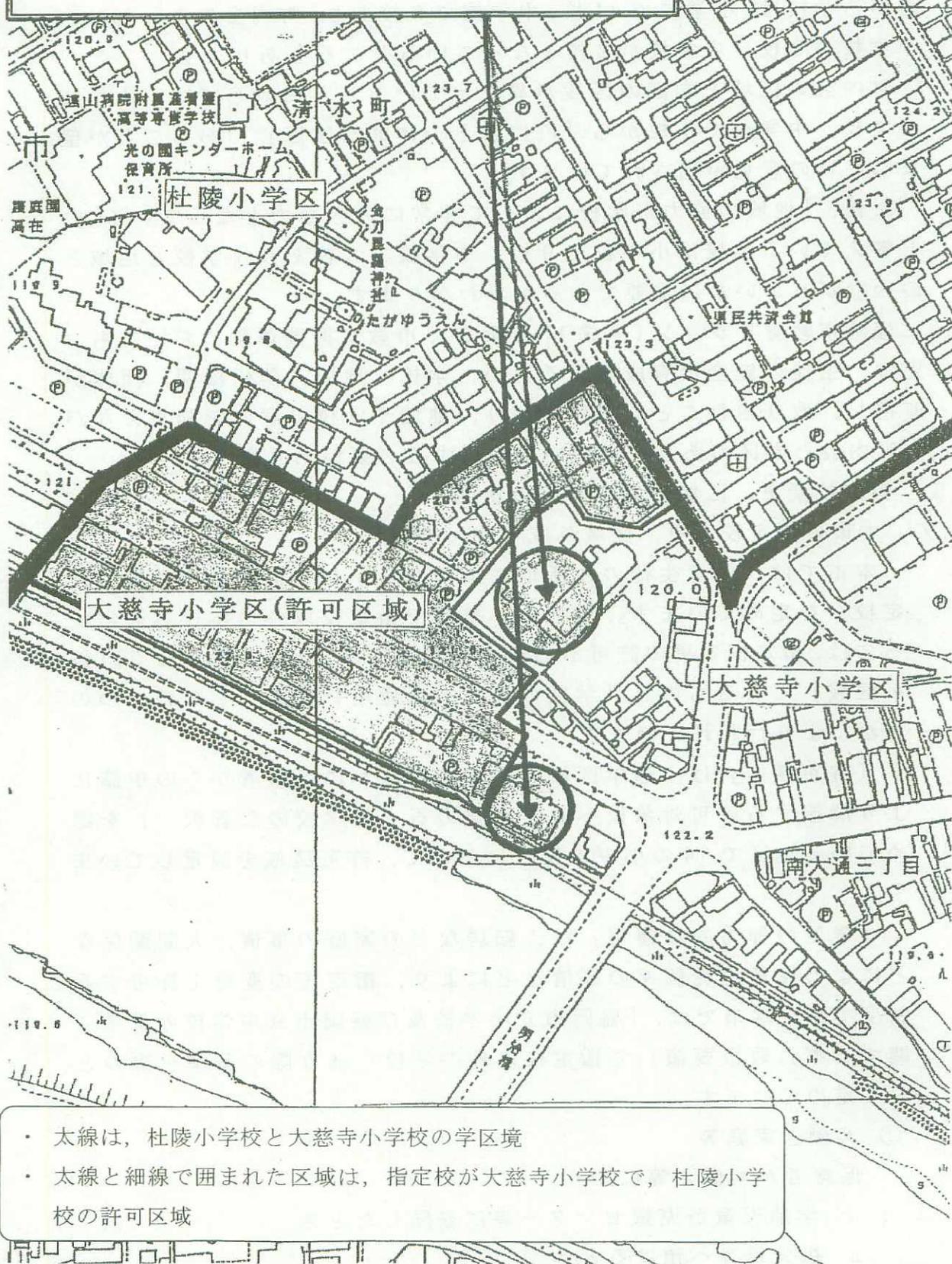


図-5 学区や許可区域を定めた後、隣接地にマンションが建設された事例（南大通三丁目）



(4) 地域活動と学区

小中学校に対するアンケート調査結果では、町内会が2校以上にまたがる学校は、小学校で11校、中学校で9校あり、町内会によっては、小学校が3校、中学校が2校となっているところもあります。

町内会の区域と学区の区域が異なっていることに対しては、小学校で7校、中学校で1校から「町内会と一体的な学区」であることが望ましい旨の意見が出されています。

また、「地域の協力が学校にとって非常に大きな力となっている。」と答えている学校は小学校で9校、中学校で3校あり、学校と地域とのつながりがいかに重要であるかがわかります。

盛岡市教育ビジョン(平成17年策定)、市教育振興運動においても、児童、生徒の健全な育成を図るため、学校、地域、関係機関、団体が連携し、取り組むことを掲げており、地域や学校の意向を踏まえながら町内会と学区のあり方について検討する必要があります。

(5) 指定校変更、区域外就学許可の状況

ア 本市の指定校変更、区域外就学許可の状況

本市では、児童生徒の住所地によりあらかじめ通学する学校(指定校)を定めています。何らかの事情で指定校以外の学校へ通学するには、指定校変更の許可が必要となりますが、その理由として、「許可区域」によるものと「学区の弾力的な運用」によるものの2つの方法により行われています。

「許可区域」は、通学区域の指定校のほかに保護者からの申請により隣接する許可対象校へ就学を認める「就学校の二者択一」を認めている地区で14の小中学校内において、許可区域を設定しています。

「学区の弾力的な運用」は、転居などの家庭の事情、人間関係などによる児童生徒個々の事情などにより、指定校の変更を許可する制度です。本市では、「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領」で指定校以外の学校へ通う際の基準を次のとおり定めています。

① 共働き家庭等

保護者が共働き等により

- i 学齢児童が児童センター等に登録したとき
- ii 祖父母等へ預けるとき
- iii 自営業等に従事しているとき

において、それぞれの住所地の通学区域とする学校へ学齢児童が通学するとき（小学生のみ）

② 教育的配慮

いじめやいやがらせ、児童生徒の心身の事由等による指定変更

③ 許可区域

取扱要領第3条、第4条で教育長が定める区域

④ 学期途中、学年途中

小学校第1学年から第4学年までの学齢児童が学年途中に通学区域外に住所異動したとき（学年末まで）

⑤ 転居予定

入学後に盛岡市内に住所異動の予定があり、異動するまでの間、現住所から異動予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

⑥ 最高学年

小学校第5学年及び6学年、又は中学校全学年の学齢児童生徒が学年途中に通学区域外に住所異動したとき（卒業年度終了まで）

⑦ 兄弟関係

兄弟が指定校変更の許可を受けて希望校に在籍しているとき

⑧ 家庭の事情

その他、保護者の事情等によるとき

平成19年度において、指定校変更等を許可した児童生徒数は、「表-11 指定校変更、区域外就学許可^{*3}一覧」のとおりです。

なお、本市では、現在、部活動のみを理由とする指定校変更は、許可していませんが、指定校に希望するクラブが無いことやスポーツ少年団等の仲間と同じ学校に通学したいことなど、ここ数年、部活動を理由とする指定校変更の相談が増えてきています。少子化の影響から、各学校では、クラブ数が限られる状況にあり、また、スポーツ少年団等の活動は、区域等にとらわれないものとなっているため、今後ともこの傾向が続くものと思われます。また、学校の距離による指定校変更についても、部活動同様、指定校変更の許可を行っていません。これは、現在の学区が地域の状況等を考慮し、定めたものであって、通学距離を前提とした学区となっていないことによるものです。

今回行った学校へのアンケート調査では、学区境の児童生徒について、町内会が異なること、児童センターの立地、学校との距離な

どから、指定校の弾力的な運用を求める意見が7校から出ており、学区の見直しとあわせ、許可区域の拡大等も検討していく必要があると思われれます。その一方で、指定校変更による児童数増加が問題という意見が1校あるほか、指定校変更により児童生徒の流出が多い学校の中には、小規模校化が進むことを懸念しているところもあります。

表-11 指定校変更，区域外就学許可一覧 (単位：人)

	指定校変更許可			区域外就学許可			合 計		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
共働き家庭等	337		337				337		337
教育的配慮	171	225	396	8	23	31	179	248	427
許可区域	94	52	146				94	52	146
学期途中				1	0	1	1	0	1
学年途中	105	132	237				105	132	237
転居予定	3	1	4	2	0	2	5	1	6
最高学年				3	2	5	3	2	5
兄弟関係	43	7	50	2	0	2	45	7	52
家庭の事情	22	5	27	14	5	19	36	10	46
その他	0	0	0			0	0	0	0
計	775	422	1,197	30	30	60	805	452	1,257

※盛岡市教育委員会調べ（平成20年2月末現在）

*3：指定校変更は市内の学校で、区域外就学は本市と他の市町村の学校で指定校以外の学校への就学を許可することです。

ア 許可区域

本市の許可区域は、「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領」第3条、第4条で教育長が区域（「表-12 教育長が別に定める区域」）を定めています。

許可区域の設定、廃止、変更などについては、地域の要望や指定校の規模等の実状を勘案して定めています。

表-12 教育長が別に定める区域（平成20年5月1日現在）

許 可 区 域	指定学校	許可学校	備 考
西仙北一丁目（35番の一部及び40番の一部）、向中野一丁目（1番の一部 2番の一部 3番の一部 4番 5番の一部 16番の一部及び18番の一部）、向中野（字五合田 字石川町 字野原 字細谷地 字道明 字東道明 字幅 字鶴子 字畑返）	本宮小学校 大宮中学校	仙北小学校 仙北中学校	
西仙北一丁目（36番の一部、37番の一部及び39番の一部）	大宮中学校	仙北中学校	市営仙北西アパート1号館から11号館まで
三ツ割三丁目（13番から16番まで）	山岸小学校	仁王小学校	岩手県警察官舎付近
山岸（字外山岸の一部、字大平の一部）、上田（字小鳥沢の一部）	米内小学校 米内中学校	松園小学校 松園中学校	かきつばた群落付近
浅岸一丁目（6番の一部、7番の一部、8番から11番まで、13番の一部、14番、15番の一部及び16番の一部）	城南小学校 城東中学校	山岸小学校 下小路中学校	
山岸六丁目（1番から10番まで）、山岸（字大平の一部 字名乗の一部）、下米内（字閉伊街道の一部）	高松小学校	山岸小学校	
川目第13地割の一部	川目小学校	中野小学校	
南大通三丁目（1番から4番まで）	大慈寺小学校	杜陵小学校	
下太田新堰端	太田東小学校	本宮小学校	
上鹿妻田貝	太田小学校	本宮小学校	
下鹿妻（字南田の一部）	本宮小学校 大宮中学校	飯岡小学校 飯岡中学校	
上田（字狐崎稻荷の一部）	上田中学校	下小路中学校	
盛岡駅西通一丁目（1番から7番まで）、盛岡駅西通二丁目（3番から9番まで）	下橋中学校	城西中学校	

※資料：盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領別表

イ 学区の弾力的運用

文部科学省は、平成9年に「通学区の弾力的運用について（通知）：文初第78号（囲み-1 通学区域の弾力的運用について）」において、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的な運用に努めるよう、都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に通知しています。また、平成18年3月には、施行規則を改正し、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、指定の変更について保護者の申立

ができる旨を示すことと、さらに、就学校の指定の変更が相当を認められる具体的な場合を予め明確にして公表するよう市町村教育委員会に求めています。

本市では、指定校変更の具体的な例をホームページなどに掲載し、周知を図っています。学区の弾力的な運用は、家庭の事情や不登校、いじめなどの人間関係に基づく問題、転居による学期途中の異動への対応など児童生徒一人ひとりの実情を勘案して指定校以外の学校への通学を許可しています。

指定校変更により他の学校へ児童生徒が異動することは、学級編制、教職員の配置等に影響する場合がありますものの、児童の放課後の安全対策や不登校児童生徒にとっては人間関係を変えることができる有効な方法となっています。また、保護者の転居等により学年や学期途中で転校せざるを得ない児童生徒が学年や学期末まで在籍できることは、児童生徒の不安を和らげるうえで有効な手段となっているものと思われれます。

児童生徒が通う学校を市町村が指定する現在の指定校制度は、学校規模、教職員の配置等を決めるうえで基礎となるものであり、学区の弾力的運用の無制限な拡大や学校を自由に選択できる制度とした場合、各学校の児童生徒数の予測が立てにくく、教職員の配置（定数）や学級編制などが不安定なものとなり、計画的な学校運営が図られなくなる可能性があります。

囲み - 1

通学区の弾力的運用について（抜粋）

平成9年1月27日付け文部省初等中等教育局長名

1. 通学区域制度の運用に当たっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。
2. 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること。
3. 通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。

第2章 今後の見通し

1 児童生徒数の見通し

平成20年度と平成25年度を比較した場合、児童数は15,642人から14,893*⁴人と749人減少し、生徒数は8,037人から7,645*⁴人と392人減少する見込み(表-13)となっています。

※4：平成25年度の児童数は、住民基本台帳登録者数の就学児童数15,664人に現在の市立小学校在籍率(平成20年度95.1%：市立小学校在籍者数/住民基本台帳登録者数の児童数)を乗じたもの。生徒数も同様に就学生徒数8,238人に在籍率92.80%を乗じて、推計数を算出している。

学校ごとに見ると、小学校では、17校で1,248人の児童が、中学校10校で628人の生徒の増加が見込まれます。その一方で、小学校48校中29校において、1,212人の児童数が、中学校24校中12校で678人の生徒数の減少が見込まれます。

増加は、盛南開発地区の学校が顕著で、盛岡地域南西部の小学校では、平成19年度の児童数の1/3に当たる431人の増加が見込まれます。このほか、市中心部の一部学区においても、マンション等共同住宅の建設によるものと思われる児童の増加が2学区で見られ、2学区の増加見込み児童数の合計は238人となっています。

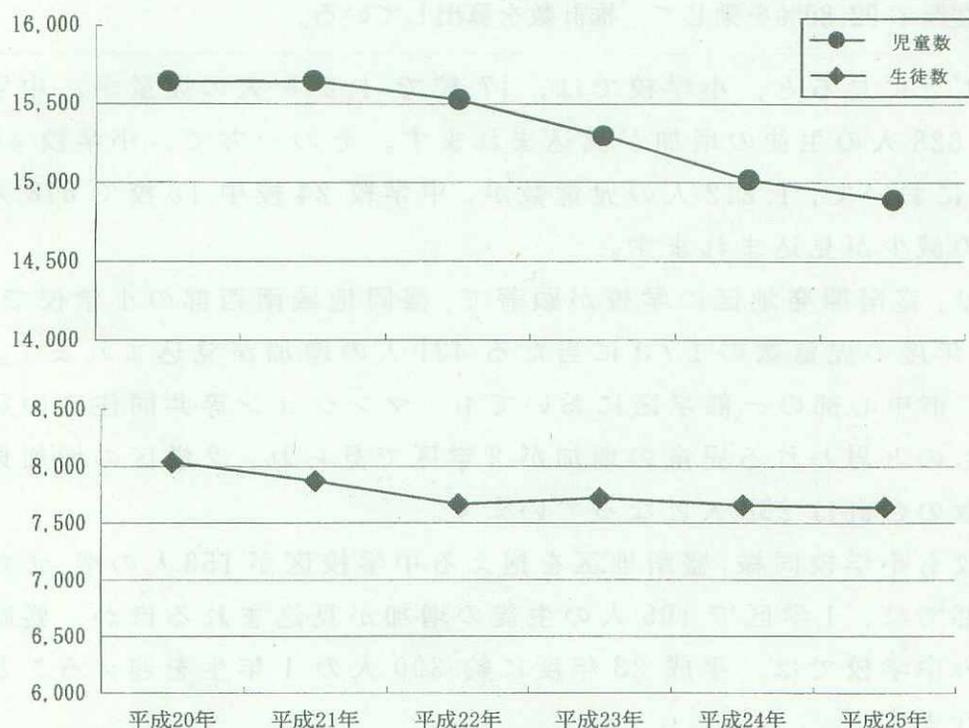
中学校も小学校同様、盛南地区を抱える中学校区が153人の増、また、市中心部では、1学区で105人の生徒の増加が見込まれるほか、盛岡地域北部の中学校では、平成23年度に約300人の1年生を迎えることが予想されます。

減少は、盛岡地域北部の小学校区において100人～180人程度の児童の減少が、また、中学校では、盛岡地域北部の中学校区で110人～200人程度の減少が見込まれます。

表-13 児童生徒数の推移予想

年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童数(人)	15,642	15,645	15,528	15,298	15,018	14,893
対平成20年比	100.00%	100.02%	99.27%	99.56%	97.80%	95.21%
生徒数(人)	8,037	7,874	7,670	7,725	7,662	7,645
対平成20年比	100.00%	97.97%	95.43%	96.12%	95.33%	95.12%

※盛岡市教育委員会調べ



2 小中学校規模の見通し

学校規模や教員定数の算定基準となる学級数は、平成20年5月1日現在、小学校で567学級、中学校で255学級となっています。平成11年度には、小学校が630学級^{*5}、中学校が304学級であったことから、この10年で、小学校で63学級、中学校で49学級減少しており、今後も児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少していくものと思われます。

平成20年5月1日現在の住民基本台帳を基にした子どもの数から推計すると、平成25年度までの市内小中学校の規模等は「資料-2」のようになると見込まれます。

*5:平成20年度の学級編制は、小学校1,2年生で35人学級となっている。平成20年度の小学校全学年の学級数を40人編制で試算すると、552学級であり、平成11年度に比べ78学級の減少となる。

3 新入生の見通し

標準的な規模に満たない小学校のうち、新入生のない小学校は、平成 20、22、24 年度において 2 校、平成 23、25 年度において 1 校、また、中学校では、平成 25 年度に 1 校となっています。

その一方で、新入生が 120 人（40 人学級換算 3 学級）を超えると見込まれる小学校は、20 年度 2 校、21 年度 4 校、22、23 年度 3 校、24、25 年度 4 校となり、その中でも、1 校は、平成 20 年度以降毎年 190 人を超える新入生（最多の新入生、平成 25 年度 249 人）が見込まれ、1 学年で 8 学級（35 人学級換算）となるなど、標準的な規模を大きく超える小学校となることが予想されます。

中学校では、標準的な規模の目安となる 1 学年 6 学級（240 人、40 人学級換算）を超える新入生が見込まれるのは、20 年度から 23 年度の間で 1 校、24 年度以降 2 校（最多の新入生、平成 23 年度 296 名、）となることが見込まれ、標準的な規模を大きく超える中学校となることが予想されます。

4 少人数教育の動向

公立の小中学校の学級編制は、県が基準を定めており、市は、その基準に基づいて決定しています。現在、岩手県教育委員会では、小中学校において、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせることや基礎学力の向上を図るため、少人数教育を推進しており、平成 20 年度中に今後の少人数教育の方向を定める（囲み-2 参照）こととしています。これにより、学級編制へ影響を及ぼすものと思われます。

囲み-2

(参考)

～県教育委員会が検討している少人数教育の方向～

- ①少人数学級を小学校中学年あるいは中学校 1 年生に新たに導入すること。
- ②小学校中学年以少人数指導に重点を置いていくこと。
- ③市町村教育委員会が学校や子どもたちの実情を踏まえて、少人数学級と少人数指導を選択できるようにしていくこと。

第3章 基本方針

1 適正配置の必要性

教育基本法や学校教育法では、教育及び学校教育の目的や目標について、次のように定めています。

(1) 教育基本法

教育基本法（平成18年法律第120号、囲み-3）では、義務教育や学校教育の目的、目標、また、保護者、地域と学校との関わりなど学校のあり方について、次のように定めています。

囲み-3

教育基本法（抄）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 学校教育法

学校教育法（昭和23年法律第26号、囲み-4）では、普通教育、小中学校の教育の目標、目的を次のように定めています。

囲み-4

学校教育法（抄）

（普通教育の目標）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第四章 小学校

（目的）

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

（目標）

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(体験活動の充実)

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。

この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

(目的)

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

(目標)

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

平成 20 年 7 月に国が策定した「教育振興基本計画」では、今後 10 年間を通じて目指すべき義務教育の姿として、「学校、家庭、地域が一体となって基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てると共に、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養う。」こととしています。

(4) 小中学校適正配置の基底となる考え方

以上から、教育基本法等に定められている目的や目標などを踏まえ、小中学校の適正配置についての基底となる考えを、「①学校は、一定の集団規模が確保されることにより、児童生徒が互いに磨きあい、高めあう中で教育が営まれること。②児童生徒一人ひとりにとってもっとも望ましい教育環境を整えること。③学校教育は、家庭や地域と協力することにより、より高い効果が得られること。」とし、小中学校の適正配置に関する基本方針を次項のとおりとしました。

2 小中学校適正配置基本方針

(1) 基本的な観点

盛岡市立小中学校において、学校教育等の目的と目標を達成するために必要と思われる適正配置の基本的な考え方は、項目ごとに次に示すとおりです。

ア 学校規模

- 望ましい教育環境を確保することを学校規模設定の基本とすること。
- 多様な個性、価値観を持つ児童生徒が、学校生活を通じて交流することにより、社会性や協調性を培うこと。
- 児童生徒の人間関係の固定化を防ぐとともに、より多様な個性、価値観に触れることが可能となるよう、クラス編成替えができること。
- 中学校にあっては、免許を有する教員が教科指導できること。
- 児童生徒の安心・安全が確保できること。
- 中学校にあっては、複数の中から選択できる部活動数であること。
- 互いの専門性を高められる教員数を確保できること。
- 人間性が豊かで、様々な専門性を有する教員に出会える機会に恵まれること。
- 保護者や地域の人々の理解と協力のもと学校経営をすすめられるよう、学校の方針等が保護者、地域に容易に周知できること。

イ 学区

- 中学校の学区は、小学校の学区をいたずらに分割しないこと。
- 中学校へ進学する際の児童の心理面への影響を少なくすること。
- 地域活動等と連携した学校教育が進められるよう、学区と地域活動等の区域は、一致していることが望ましいこと。

ウ 通学距離

- 通学距離の考え方は、児童生徒の負担を考慮すること。
- 通学に要する時間は、おおむね1時間を限度とすること。

エ 指定校変更

- 保護者、地域、学校が連携し、児童生徒の教育を行う観点から一定の条件が必要なこと。
- 許可区域の設定は、これまで同様、保護者、地域の意向等を考慮し、決定すること。
- 許可区域は、学区内の児童生徒数の動向や都市基盤整備等の変化に対応するため、適宜見直しを図ること。
- 学区の運用は、児童生徒の状況により弾力的に行うこと。

○運用の条件は、学校教育へのニーズを把握して検討すること。

○部活動のみを理由とする指定校変更は、認めないこと。

(2) 基本方針

「適正配置に関する基本方針」は、次のとおりです。ただし、この基本方針は、小中学校の望ましい姿を示したものであり、今後、この方針に基づき市教育委員会では、各小中学校の状況を調査するとともに、地域、保護者、学校関係者の意見を伺いながら、小中学校の規模や学区などがより適正なものとなるよう施策を講ずることとします。

ア 学校規模

○小学校は12学級以上で18学級以下であること。

○中学校は9学級以上で18学級以下であること。

イ 学区

○小学校区は、複数の中学校区にまたがらないこと。

○中学校区は、小学校区を分割しないこと。

○学区と地域活動の区域は、一致すること。

○通学の際の安全が確保できること。

ウ 通学距離（時間）

○通学に要する時間は、おおむね1時間を限度とすること。

※徒歩の場合、小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6km以内。

エ 指定校変更

○許可区域は、保護者、地域、学校の要望等を勘案して定めること。

○弾力的運用には、一定の条件を付すこと。

○学区の運用は、当分の間、現在の運用方法により行うこと。

(3) 基本方針の見直し等

この基本方針策定後に、国、県の学校教育に関する大幅な見直しや社会情勢の変化があった場合にあっては、この基本方針を適宜見直すこととします。

3 今後の進め方

(1) 盛岡市小中学校適正配置検討委員会の意見

この基本方針を策定するに当たっての基本的な意見を取りまとめた盛岡市小中学校適正配置検討委員会から、今後、小中学校の適正配置を検討するうえでの留意事項として次のような意見があった。

- 適正配置等の具体的な検討に当たっては、「子どもたちにとって、よりよい学校教育環境」を実現するため、市教育委員会は、学校関係者、保護者、地域の関係者と共通の視点のもとで理解を得て進めること。
- 学校は、地域にとって心のよりどころであるとともに、地域活動の拠点として機能している面もあるため、特に小規模校の検討に当たっては、保護者、児童生徒はもとより地域の意見を十分聴くこと。
- 小規模校は、上級生が下級生の世話をを行うなど良い点もあるため、個々の学校の状況を十分見極めること。
- 小規模校は、校務が教職員の負担となっている場合もあるため、事務の共同化などにより、校務負担の軽減を図ること。

(2) 計画の策定

市教育委員会は、小中学校適正配置検討委員会の意見を尊重し、各市立小中学校の状況調査を実施するとともに、保護者、学校関係者、地域の方々の意見等を踏まえ、具体的な計画を策定することとします。

(3) 情報提供

小中学校の適正配置等に関しては、市民の関心も高いため、市教育委員会での検討内容や保護者、学校関係者、地域との協議状況について情報の提供を積極的に行うよう努めます。

(4) 市財政状況とのかかわり

本市の財政状況は、依然厳しい状況にあるため、学校の教育環境の整備等にあたっては、長期的な財政投資計画の下に行うこととします。

資料-1 小学校別児童数の推移(各年度とも5月1日集計)

小学校	創立年月	市編入年月	廃止年月・事由	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
				児童生徒数	学級数																		
仁王	M6.4			489	18	483	17	478	18	470	17	481	17	454	16	448	17	448	16	424	16	432	17
城南	M26.9			596	21	591	20	587	21	578	20	534	20	527	18	509	18	520	20	512	20	514	20
桜城	M41.4			358	12	362	12	351	12	351	12	352	12	342	12	374	12	380	12	390	13	373	12
厨川	M6.4	T2.6		600	22	598	23	599	23	590	22	540	19	502	17	470	17	457	17	414	16	413	15
仙北	T3.4			871	26	853	26	838	25	815	25	781	23	782	24	776	24	769	24	791	25	793	25
社陵	S3.3			283	11	265	11	291	12	286	12	301	12	307	12	319	12	318	12	310	12	288	11
山岸	S4.4			621	20	606	20	577	19	559	18	565	18	544	18	559	19	561	19	587	20	605	20
大慈寺	S5.4			263	13	233	11	209	8	207	8	203	8	217	8	191	7	186	7	194	7	178	7
米内	M11.11	S3.4		477	16	439	15	418	14	404	14	369	13	307	11	289	11	268	10	231	9	200	8
土淵	M14.7	S15.1		102	6	101	6	100	6	98	6	103	6	119	6	140	6	172	7	187	8	230	9
中野	M11.9	S16.4		632	18	656	19	654	19	648	19	635	19	617	19	631	20	652	20	691	20	694	21
本宮	M7.5	S16.4		692	20	699	20	709	21	725	23	728	24	757	24	830	26	860	27	881	27	907	27
浅岸	M20.4	S16.4		14	3	12	3	10	3	12	3	11	3	12	3	12	3	11	3	10	3	10	3
青山	S23.3			634	17	636	18	655	18	656	18	653	18	655	19	656	20	637	20	619	19	637	18
北厨川	S23.4			790	22	727	20	678	19	662	19	640	18	639	18	622	18	588	18	577	18	512	16
河北	S29.4			236	9	243	9	244	9	248	10	230	9	214	8	190	8	186	8	176	8	163	8
上田	S31.4			526	16	513	16	466	16	456	14	438	14	416	13	392	12	373	12	381	12	389	12
山王	S33.4			297	12	282	12	245	11	232	9	219	9	216	8	207	7	184	6	193	6	183	6
川目	M8.11	S30.2		81	6	73	5	74	6	69	6	61	6	56	6	57	5	52	5	47	5	46	4
根田茂	M9.6	S30.2	H9.3廃止																				
砂子沢	M9.1	S30.2	H9.3廃止																				
緑が丘	M29.1	S30.2		760	21	720	21	708	21	695	20	696	20	675	18	650	18	639	18	607	18	579	18
太田	M7.7	S30.4		152	6	135	6	121	6	123	6	118	6	105	6	101	6	93	6	90	6	83	6
太田東	S33.4			327	12	318	12	322	12	312	12	310	12	305	12	311	12	316	12	318	12	328	13
繁	M6.8	S30.10		37	4	34	4	43	4	46	4	50	5	51	4	49	5	53	4	46	4	48	4
城北	S44.4			801	25	818	25	780	24	765	24	771	25	745	24	767	24	775	25	777	25	760	25
大新	S48.4			762	22	734	21	702	20	690	20	657	18	637	18	611	18	584	18	588	18	600	19
松園	S49.4			425	16	393	15	374	15	374	15	377	15	368	14	372	15	347	15	340	15	321	15
月が丘	S52.4			517	17	517	17	542	18	546	18	524	17	537	16	533	17	539	18	521	18	527	18
高松	S55.4			457	14	437	13	447	14	458	14	451	14	454	14	440	14	451	15	452	15	430	14
東松園	S55.4			402	12	377	12	377	12	367	12	363	12	363	12	342	12	359	12	354	12	352	12
見前	M6.5	H4.4		639	20	618	19	604	19	571	18	537	18	528	18	538	18	542	18	547	18	581	19
飯岡	M7.10	H4.4		171	7	143	7	131	7	126	6	124	7	122	7	118	7	125	7	132	7	128	7
羽場	S53.4	H4.4		535	17	494	15	460	14	429	13	401	12	378	12	355	12	339	12	317	12	309	12
永井	M12.12	H4.4		426	13	415	12	405	13	366	12	366	12	350	12	347	12	344	12	325	12	331	12
手代森	M6.12	H4.4		357	12	357	12	346	12	348	12	335	12	328	12	343	12	328	12	327	12	336	12
津志田	S55.4	H4.4		709	22	697	22	663	21	691	23	691	22	735	25	721	25	718	24	705	26	738	25
見前南	S61.4	H4.4		362	12	344	12	334	12	341	12	342	12	339	12	324	12	307	12	309	12	315	12
都南東	H6.4			244	8	239	7	245	8	227	7	219	7	236	8	244	10	247	11	232	10	222	8
北松園	H6.4			970	27	933	26	898	25	812	23	736	22	656	20	599	18	510	16	444	14	396	13
玉山	M8.9	H18.1		77	6	74	6	61	6	58	5	54	5	49	5	48	5	44	5	48	5	48	5
城内	M8.9	H18.1		43	4	33	3	30	3	22	3	20	3	21	4	19	3	22	3	22	4	22	3
外山	M20.12	H18.1		7	2	4	1	3	1	2	1	4	2	5	2	5	2	6	3	6	3	5	2
敷川※含む亀橋分校	M9.9	H18.1		4	3	5	3	5	3	6	4	7	3	7	3	7	3	5	3	4	2	3	2
洪民	M6.9	H18.1		278	12	280	11	278	11	281	12	272	12	280	13	289	13	265	12	256	11	259	11
生出	S24.3	H18.1		68	6	63	6	69	6	66	6	62	6	59	5	61	6	62	6	54	5	57	5
巻堀	M9.11	H18.1		98	6	102	7	103	7	91	7	91	7	84	7	77	7	65	7	58	6	52	5
好摩	S26.4	H18.1		292	13	286	13	278	13	267	12	263	11	265	12	253	11	251	11	247	10	245	11
乙部	M6.8	H4.4	H6.3廃止、都南東小に統合																				
大ヶ生	M12.4	H4.4	H6.3廃止、都南東小に統合																				
築川	M7.11		S57.3廃止、川目小に統合																				
仁王・日赤分校	S41.4		S54.3廃止																				
緑が丘・みどり学園	S32.4		S53.3廃止、県立移管																				
青山・みたけ学園	S34.4		S49.3廃止、県立移管																				
中津川	S31.4		S48.3廃止、仁王小に統合																				
厨川・四十四田	M30.5	S15.1	S23.3廃止、北厨小に統合																				
姫神	M29.11	H18.1	H18.3廃止、巻堀小に統合	10	3	9	3	7	3	6	3	5	2	4	2	2	1						
小学校計				18,492	630	17,951	614	17,519	610	17,152	599	16,690	587	16,369	577	16,198	580	15,958	580	15,741	576	15,642	567
1学級当り児童数				29.35		29.24		28.72		28.63		28.43		28.37		27.93		27.51		27.33		27.59	

資料-1 中学校別生徒数の推移(各年度とも5月1日集計)

中学校	創立年月	市編入年月	廃止年月・事由	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
				児童生徒数	学級数																		
下橋	M20.2			301	11	296	11	292	11	297	11	267	10	281	10	287	10	303	11	295	11	268	11
下小路	S23.4			788	22	730	22	733	21	710	20	713	20	691	19	654	18	634	18	623	18	604	17
厨川	S22.4			751	23	730	21	684	20	653	20	647	20	649	20	665	19	681	20	679	20	644	21
上田	S26.4			591	19	569	18	550	18	517	17	530	19	515	19	500	19	470	17	454	16	458	16
河南	S28.4			486	14	461	13	442	12	459	12	442	12	421	12	420	12	428	12	426	12	421	12
仙北	S28.4			507	14	465	13	456	12	441	12	459	13	436	13	428	13	393	12	379	11	385	12
大宮	S41.4			570	17	553	16	567	16	572	16	550	16	541	16	532	16	555	16	568	17	598	17
米内	S22.4			283	9	272	9	267	9	241	8	234	7	224	7	212	7	181	7	165	6	154	5
土淵	S22.4			75	3	63	3	63	3	53	3	56	3	55	3	66	3	65	3	72	3	64	3
黒石野	S22.4	S30.2		591	16	566	15	546	15	546	15	531	15	530	15	530	15	489	14	482	14	470	13
繁	S22.4	S30.10		16	3	16	2	12	2	13	2	14	2	16	3	21	3	17	3	28	3	23	3
城西	S36.4			621	16	555	15	546	15	509	14	506	14	459	13	452	13	424	12	443	12	420	12
城東	S37.4			286	9	288	9	280	9	266	9	269	9	270	9	272	9	257	9	231	8	226	7
北陵	S47.4			889	23	895	23	856	23	862	23	860	23	813	22	822	22	785	21	768	21	773	21
松園	S56.4			510	15	494	14	460	14	406	12	371	12	377	13	363	11	351	11	351	11	327	10
見前	S22.4	H4.4		616	17	592	16	597	18	549	17	554	16	545	16	564	17	539	17	545	17	517	16
飯岡	S22.4	H4.4		399	12	385	12	385	12	371	11	346	10	320	9	309	9	275	9	252	8	237	8
乙部	S22.4	H4.4		334	10	357	10	329	9	335	9	316	9	313	9	282	9	278	9	270	9	276	10
見前南	S63.4	H4.4		585	16	550	15	524	15	493	13	464	12	446	12	451	13	454	13	449	13	417	12
北松園	H8.4			535	15	547	15	540	15	541	15	506	14	485	13	441	12	432	12	400	12	365	11
玉山	S22.4	H18.1		88	3	82	3	75	3	73	3	60	3	58	3	41	3	34	3	24	3	26	3
藪川※含む亀橋分校	H10.4	H18.1		13	2	12	2	10	2	6	2	4	2	4	2	4	2	3	1	3	1	3	1
巻堀	S22.4	H18.1		205	7	205	7	203	7	210	7	207	7	210	7	195	7	195	7	196	8	178	7
洪民	S59.4	H18.1		231	8	214	7	205	7	183	7	178	7	168	7	174	7	169	7	177	7	183	7
浅岸	S22.4		S55.3廃止, 下小路中に統合																				
上田・日赤	S41.4		S54.3廃止																				
黒石野・みどり学園	S32.4		S53.3廃止, 県立移管																				
厨川・みたけ学園	S34.4		S49.3廃止, 県立移管																				
川目	S22.4	S30.2	S49.3廃止, 河南中に統合																				
築川	S22.4	S30.2	S49.3廃止, 河南中に統合																				
根田茂	S22.4	S30.2	S49.3廃止, 河南中に統合																				
砂子沢	S22.4	S30.2	S49.3廃止, 河南中に統合																				
本宮	S22.4		S41.3廃止, 大宮中に統合																				
太田	S22.4		S41.3廃止, 大宮中に統合																				
加賀野	S23.4		S30.3廃止, 下小路中に統合																				
不來方	S22.4		S28.6廃止, 河南中に統合																				
住吉	S24.4		S26.3廃止, 上田中に統合																				
仁王	S22.4		S26.3廃止, 上田中に統合																				
城南	S22.4		S24.3廃止, 住吉中に統合																				
桜城	S22.4		S24.3廃止, 下小路中に統合																				
水明	S22.4		S24.3廃止, 下小路中に統合																				
山岸	S22.4		S24.3廃止, 加賀野中に統合																				
中野	S22.4		S23.3廃止, 下橋中に統合																				
大慈寺	S23.4		S24.3廃止, 下橋中に統合																				
盛商併設	S22.4		S24.3廃止, 住吉中に統合																				
中学校計				10,271	304	9,897	291	9,622	288	9,306	278	9,084	275	8,827	272	8,685	269	8,412	264	8,280	261	8,037	255
1学級当り生徒数				33.79		34.01		33.41		33.47		33.03		32.45		32.29		31.86		31.72		31.52	

資料-2 小学校別児童数及び就学前児童数の推計(平成20年度は、5月1日の学校基本調査統計値で実児童数。平成21年度以降は、平成20年5月1日の実児童数と住民登録に基づく就学前児童数の合計で、第2章の数値とは差異があります)

小学校	創立 年月	特別支 援学級	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
			児童生徒数	学級数	うち1年生数	1年学級数																				
仁王	M6.4	3	417	13	67	2	393	12	66	2	389	12	66	2	385	12	66	2	392	13	71	3	399	13	63	2
城南	M26.9	4	498	17	75	3	543	19	119	4	543	18	101	3	565	18	108	4	575	18	91	3	610	18	116	4
桜城	M41.4	0	373	12	59	2	390	13	76	3	416	14	79	3	416	14	78	3	421	13	62	2	432	13	78	3
厨川	M6.4	3	395	12	67	2	391	12	63	2	410	13	77	3	396	13	56	2	388	12	66	2	395	12	66	2
仙北	T3.4	1	788	24	126	4	786	24	132	4	759	24	117	4	739	24	107	4	752	23	135	4	736	22	119	4
杜陵	S3.3	0	288	11	39	2	293	11	48	2	288	10	33	1	267	10	40	2	250	10	38	2	240	9	42	2
山岸	S4.4	1	600	19	103	3	605	18	97	3	605	19	109	4	607	19	91	3	585	17	70	2	581	18	111	4
大慈寺	S5.4	1	175	6	25	1	192	7	54	2	200	8	37	2	212	9	39	2	219	9	37	2	226	8	34	1
米内	M11.11	0	200	8	23	1	172	7	18	1	164	7	21	1	146	6	25	1	140	6	24	1	138	6	27	1
土淵	M14.7	0	230	9	50	2	259	9	58	2	282	10	54	2	295	11	49	2	284	11	36	2	302	12	55	2
中野	M11.9	0	694	21	112	4	709	22	123	4	727	22	125	4	780	24	168	5	788	24	136	4	804	24	140	4
本宮	M7.5	1	900	26	168	5	994	29	219	7	1,045	31	199	6	1,141	33	241	7	1,185	34	196	6	1,267	36	244	7
浅岸	M20.4	0	10	3	2	1	13	3	4	1	12	3	2	1	11	3	0	0	10	2	0	0	8	2	0	0
青山	S23.3	0	637	18	99	3	644	19	118	4	637	19	93	3	635	18	104	3	605	18	87	3	583	18	82	3
北厨川	S23.4	0	512	16	63	2	520	16	91	3	502	16	83	3	480	15	70	2	459	15	58	2	442	15	77	3
河北	S29.4	2	156	6	33	1	168	7	38	2	180	7	33	1	199	7	40	2	202	7	32	1	217	7	41	2
上田	S31.4	0	389	12	69	2	370	12	53	2	370	12	61	2	364	12	54	2	349	12	48	2	334	12	49	2
山王	S33.4	0	183	6	28	1	196	7	44	2	200	8	38	2	214	9	43	2	226	9	39	2	238	10	46	2
川目	M8.11	0	46	4	9	1	44	4	7	1	46	4	6	1	41	4	7	1	43	4	8	1	39	4	2	1
緑が丘	M29.1	0	579	18	84	3	578	18	105	3	553	18	87	3	569	19	114	4	576	19	88	3	573	18	95	3
太田	M7.7	0	83	6	12	1	81	6	21	1	85	6	14	1	91	6	16	1	93	6	16	1	98	6	19	1
太田東	S33.4	0	326	12	61	2	328	12	49	2	334	12	51	2	331	12	50	2	320	12	50	2	315	12	54	2
繫	M6.8	0	48	4	6	1	43	4	7	1	38	4	3	1	35	3	3	1	28	3	0	0	25	3	6	1
城北	S44.4	2	749	23	111	4	761	23	136	4	758	23	110	4	722	22	103	3	681	20	97	3	660	19	103	3
大新	S48.4	0	600	19	109	4	611	20	107	4	622	20	112	4	619	19	92	3	621	18	101	3	608	18	87	3
松園	S49.4	3	305	12	51	2	297	11	50	2	303	11	50	2	279	11	45	2	291	11	55	2	296	12	45	2
月が丘	S52.4	0	527	18	97	3	521	17	81	3	504	17	77	3	499	17	81	3	499	16	85	3	486	16	65	2
高松	S55.4	0	430	14	71	3	421	13	63	2	416	13	71	3	411	13	61	2	405	12	65	2	396	12	65	2
東松園	S55.4	0	352	12	63	2	364	12	63	2	353	12	54	2	360	12	58	2	355	12	51	2	335	12	46	2
見前	M6.5	1	575	18	90	3	585	18	100	3	570	18	90	3	553	18	80	3	537	18	77	3	537	17	100	3
飯岡	M7.10	1	124	6	13	1	128	6	26	1	139	7	36	2	145	7	24	1	155	6	31	1	149	6	19	1
羽場	S53.4	0	309	12	51	2	309	12	56	2	301	12	45	2	289	12	40	2	273	12	37	2	269	11	40	2
永井	M12.12	0	331	12	56	2	331	12	60	2	346	12	58	2	335	12	53	2	317	12	40	2	323	12	56	2
手代森	M6.12	0	336	12	57	2	317	12	39	2	303	12	47	2	280	11	39	2	256	10	23	1	229	8	24	1
津志田	S55.4	5	720	21	140	4	738	20	136	4	753	21	131	4	759	22	124	4	792	24	142	5	831	26	158	5
見前南	S61.4	0	315	12	65	2	314	12	44	2	328	12	62	2	324	12	59	2	326	12	47	2	338	12	61	2
都南東	H6.4	0	222	8	29	1	223	8	31	1	210	8	37	2	191	7	24	1	188	7	36	2	190	7	33	1
北松園	H6.4	0	396	13	48	2	356	12	53	2	346	12	59	2	310	12	36	2	299	12	40	2	268	10	32	1
玉山	M8.9	0	48	5	10	1	46	4	8	1	45	4	8	1	41	4	4	1	41	4	5	1	43	4	8	1
城内	M8.9	0	22	3	1	1	22	3	4	1	20	3	3	1	22	3	4	1	19	3	4	1	22	4	6	1
外山	M20.12	0	5	2	0	0	4	3	1	1	3	2	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
数川	M9.9	0	3	2	0	0	3	2	1	1	2	2	0	0	2	1	1	1	2	1	0	0	3	2	1	1
洪民	M6.9	1	256	10	48	2	258	11	40	2	250	11	38	2	238	10	37	2	236	9	29	1	232	8	42	2
生出	S24.3	0	57	5	12	1	54	4	10	1	54	5	8	1	56	5	10	1	59	6	10	1	57	6	7	1
巻堀	M9.11	0	52	5	7	1	44	5	4	1	43	4	8	1	40	4	7	1	36	4	4	1	35	4	5	1
好摩	S26.4	1	243	10	38	2	241	10	34	1	232	8	35	1	221	8	25	1	205	7	28	1	195	6	35	1
小学校計		30	15,504	537	2,547	94	15,660	541	2,757	103	15,686	546	2,626	101	15,617	545	2,576	99	15,484	534	2,395	91	15,505	531	2,604	96
増減(対前年)			-237	-9	-58	-1	156	4	210	9	26	5	-131	-2	-69	-1	-50	-2	-133	-11	-181	-8	21	-3	209	5
増減(対H20年)			0	0	0	0	156	4	210	9	182	9	79	7	113	8	29	5	-20	-3	-152	-3	1	-6	57	2

資料-2 中学校別生徒数及び就学前児生徒の推計(平成20年度は、5月1日の学校基本調査統計値で実生徒数。平成21年度以降は、平成20年5月1日の実生徒数と住民登録に基づく就学前生徒数の合計で、第2章の数値とは差異があります)

中学校	創立 年月	特別 支援 学級	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
			児童生徒数	学級数	うち1年生数	1年学級数																				
下橋	M20.2	2	264	9	84	3	271	9	95	3	262	9	83	3	310	10	132	4	332	10	117	3	356	10	107	3
下小路	S23.4	1	598	16	190	5	621	17	219	6	648	17	239	6	677	18	219	6	675	18	217	6	671	18	235	6
厨川	S22.4	2	623	17	181	5	630	17	227	6	618	17	210	6	640	18	203	6	644	18	231	6	630	17	196	5
上田	S26.4	4	432	12	139	4	427	12	144	4	399	11	116	3	372	10	112	3	340	9	112	3	342	9	118	3
河南	S28.4	0	421	12	141	4	432	13	167	5	466	13	158	4	490	14	165	5	493	14	170	5	505	15	170	5
仙北	S28.4	0	385	12	134	4	385	12	134	4	408	12	140	4	400	12	126	4	385	11	119	3	384	11	139	4
大宮	S41.4	1	596	16	202	6	619	17	218	6	637	18	217	6	660	18	225	6	690	19	248	7	719	20	246	7
米内	S22.4	0	154	5	40	1	157	5	51	2	122	4	31	1	130	5	48	2	109	4	30	1	112	4	34	1
土淵	S22.4	0	64	3	16	1	77	3	32	1	87	3	39	1	114	4	43	2	134	5	52	2	138	6	43	2
黒石野	S22.4	0	470	13	156	4	491	13	155	4	478	13	167	5	476	13	154	4	446	13	125	4	431	12	152	4
繁	S22.4	0	23	3	3	1	31	3	12	1	22	3	7	1	26	3	7	1	21	3	7	1	24	2	10	1
城西	S36.4	0	420	12	129	4	420	12	137	4	385	11	119	3	402	11	146	4	393	11	128	4	404	12	130	4
城東	S37.4	0	226	7	77	2	241	7	99	3	299	9	123	4	332	10	110	3	348	10	115	3	348	10	123	4
北陵	S47.4	0	773	21	258	7	760	21	246	7	774	21	270	7	801	22	285	8	824	22	269	7	807	22	253	7
松園	S56.4	1	324	9	106	3	329	9	111	3	333	9	116	3	344	9	117	3	338	9	105	3	331	9	109	3
見前	S22.4	3	506	13	151	4	528	14	182	5	522	14	189	5	569	15	198	5	577	15	190	5	589	16	201	6
飯岡	S22.4	0	237	7	79	2	235	7	83	3	241	7	79	2	236	7	74	2	231	6	78	2	221	6	69	2
乙部	S22.4	0	274	9	90	3	270	9	87	3	290	9	113	3	309	9	109	3	312	9	90	3	286	9	87	3
見前南	S63.4	0	417	12	130	4	399	12	140	4	404	12	134	4	426	12	152	4	409	12	123	4	400	12	125	4
北松園	H8.4	0	365	11	97	3	321	10	98	3	272	8	77	2	250	7	75	2	208	6	56	2	198	6	67	2
玉山	S22.4	0	26	3	11	1	31	3	14	1	38	3	13	1	38	3	11	1	37	3	13	1	33	3	9	1
藪川	H10.4	0	3	1	2	1	6	2	3	1	7	2	2	1	7	2	2	1	5	2	1	1	3	1	0	0
洗民	S59.4	1	177	6	55	2	167	6	51	2	158	6	52	2	161	6	58	2	149	5	151	1	151	5	54	2
巻堀	S22.4	2	175	6	49	2	162	6	52	2	156	6	55	2	154	6	47	2	156	6	54	2	155	6	54	2
中学校計		17	7,953	235	2,520	76	8,010	239	2,757	83	8,026	237	2,749	79	8,324	244	2,818	83	8,256	240	2,801	79	8,238	241	2,731	81
増減(対前年)			-327	-9	-244	-5	57	4	237	7	16	-2	-8	-4	298	7	69	4	-88	-4	-17	-4	-18	1	-70	2
増減(対H20年)			0	0	0	0	57	4	237	7	73	2	229	3	371	9	298	7	303	5	281	3	285	6	211	5